

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	62 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から41年3月まで

昭和39年2月に結婚し、その後41年3月に元夫の母から夫婦二人分の国民年金の保険料を納めていると言われ、海老茶色の2冊の国民年金手帳を渡された。手帳には、検認印が押されているのを覚えているので、元夫の母が納付してくれていた期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年2月に結婚し、その後41年3月にその元夫の母から夫婦二人分の国民年金の保険料を納めていると言われ、海老茶色の2冊の国民年金手帳を渡されたとしているところ、一緒に納付されていたとする元夫の申立期間の保険料はすべて納付されており、夫婦二人分の保険料を納付したとする元夫の母の申立期間の保険料もすべて納付されていることから、元夫の母の保険料の納付意識が高かったものと認められ、申立期間のうち、結婚後の昭和38年度第4期(39年1月から同年3月まで)を含めて39年1月から41年3月までの保険料は納付されたものと推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和37年7月から38年12月までの期間については、結婚前の期間であり、申立人の元夫の母が結婚前の当該期間の申立人の保険料を納付していたとするのは考え難く、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに当該

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 54 年 10 月に結婚し、以降欠かさず私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間については夫が納付済みであるのに私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫の分とあわせて夫婦二人分を納付したはずであると主張しており、オンライン記録から夫婦の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 59 年 4 月以降については、ほぼ夫婦一緒に納付していたことが確認でき、かつ、申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は 54 年 10 月に国民年金に加入した以降、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、3 か月と短期間の保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、結婚を契機にその夫の国民年金保険料が未納であったことに気づき、結婚した月から 2 年さかのぼって納付したとしていることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

昭和44年5月ころ、A町役場（現在は、B市役所）C出張所で国民年金の加入手続をし、昭和44年度及び45年度の国民年金保険料を納付書に現金を添えて、年に1回ずつA町役場で納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月ころA町役場C出張所で国民年金の加入手続をし、昭和44年度及び45年度の国民年金保険料を年に1回ずつ納付書に現金を添えてA町役場で納付したと申し立てしているところ、当時の保険料は前納による納付も可能であったことから、申立人の主張は信憑性が認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、申立期間直後の昭和46年4月から同年6月までの期間について平成16年10月25日に未納から納付済みにオンライン記録が訂正されており、行政側の記録管理に不備がある。

さらに、申立期間は24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から57年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は、当時短大に通っており、免除制度は知らず当然国民年金保険料を納付するものと思っていたので、20歳になる直前にA区役所かその出張所へ行って加入手続をした。その後、納付書に現金を添えて、A区役所又は出張所から納付し、その際、領収書をもらった記憶がある。引っ越しの時に古い書類など廃棄したためか、現在、その時の領収書は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続をA区役所かその出張所で行い、その後国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から昭和56年6月ころ払い出されたと推認され、記号番号の払出時点からすると20歳になったときから納付が可能であること、及び申立人の母親と妹が、申立人が納付したと言っているのを当時聞いたと証言していることから、申立内容に信憑性が認められる。
- 2 申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特別な事情もみられない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 2 年 2 月まで

平成元年 10 月に会社を退職する際に、会社から国民年金に加入するよう指導されたので、すぐに A 市役所で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料の納付については、私が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 10 月に会社を退職する際に、会社から国民年金に加入するよう指導されたので、すぐに加入手続を行うとともに夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、申立期間の直前の期間が第 3 号被保険者であった申立人の妻の納付記録は第 1 号被保険者として納付済みとなっており、申立人はその妻の国民年金の種別変更手続を適切に行ったと考えられ、申立人の供述に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間は、5 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月ころに払い出されていること、当時の保険料額は月額100円であることなどから、その母親が申立人の国民年金の加入手続を40年6月ころに行った後、翌年4月まで保険料を納付できないような特段の事情はうかがわれない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立期間は、17か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月及び 54 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月
② 昭和 54 年 7 月

昭和 53 年に会社を退職して、実家のある A 市に家族で移住し B 店を始めた。厚生年金保険から国民年金への切替手続は妻と一緒にいき、保険料は自宅に郵送されてきた納付書で妻が私の分と一緒に C 信用金庫の近所の支店で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料について、妻は納付済みとなっているのに私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、申立期間の保険料をその妻は納付していることから、申立人が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、D 市役所で国民年金の加入手続を行ったこと、及び C 信用金庫で 3 か月ごとに納付したことを覚えており、記憶は具体的である。

さらに、申立人は、住所変更手続も適切に行っている上、申立期間は、合計で 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
私が A 市にいた時に、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。
保険料は私が市役所で 3 か月ごとに納付していたので申立期間が未納
となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市在住時にその母親が国民年金の加入手続を行い、保険料は申立人が市役所に 3 か月ごとに納付していたとしているところ、申立人は、申立期間の前後において経済状況に変化は無く、納付できない特段の事情は認められないことから、3 か月と短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、結婚後は国民年金に任意加入している上、転居した際の住所変更手続やその夫が会社を退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることが確認できることから、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月及び46年7月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から49年12月まで

私たち夫婦は国民年金に加入していなかったが、昭和50年10月ころA区の広報で特例納付制度を知り、夫婦で家の近くの団地のそばにある区の出張所に出向き相談を行った。その後、国民年金の加入手続きを行い、特例納付制度により20歳までさかのぼって払える保険料二人分を窓口で納付した。この年は、長男が*月に生まれたことからはっきり覚えており、未納期間は無いはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月15日以降に3番違いで払い出されており、申立人夫婦がA区の広報で特例納付制度を知り、B区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、後日、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が可能な時期であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、A区では、申立期間当時、広報「C」で数回にわたり特例納付の勧奨を行っている上、過年度及び特例納付書を出張所の窓口でも交付していたとしており、申立人夫婦が出張所の窓口で交付された納付書で、過年度及び特例納付保険料を一括納付したと推認できる。

さらに、申立人夫婦がD信用金庫E支店の申立人の口座からお金を下ろし納付したとする保険料総額は、二人分で10万円を超えている金額であったとしており、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致する。

加えて、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、付加保険料を納付するなど保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和43年9月から46年6月までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年5月までの期間及び47年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年5月まで
② 昭和47年4月から48年12月まで

私たち夫婦は国民年金に加入していなかったが、昭和50年10月ころA区の広報で特例納付制度を知り、夫婦で近所の団地のそばにある区の出張所に出向き相談を行った。その後、国民年金の加入手続きを行い、特例納付制度により20歳までさかのぼって払える国民年金保険料二人分を納付した。この年は、長男が*月に生まれたことからはっきり覚えており、未納期間は無いはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月15日以降に3番違いで払い出されており、申立人夫婦がA区の広報で特例納付制度を知り、B区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、後日、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が可能な時期であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、A区では、申立期間当時、広報「C」で数回にわたり特例納付の勧奨を行っている上、過年度及び特例納付書を出張所の窓口でも交付していたとしており、申立人夫婦が出張所の窓口で交付された納付書で、過年度及び特例納付保険料を一括納付したと推認できる。

さらに、申立人夫婦がD信用金庫E支店の申立人の夫の口座からお金を下ろし納付したとする保険料総額は、二人分で10万円を超えている金額であったとしており、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とお

おむね一致する。

加えて、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、付加保険料を納付するなど保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月
② 昭和36年10月から37年9月まで
③ 昭和38年1月から40年3月まで

昭和36年4、5月ころ、A市役所（現在は、B市役所）に行き、自分で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料についても、同市役所で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和36年10月から同年12月までについて、申立人が所持する国民年金手帳には納付済みと記録されている。

また、申立期間②のうち昭和37年1月から同年9月までについても、申立人が9か月と短期間である同期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳には「資格取得昭和36年5月2日 任意」と記録されている上、36年4月の検認記録欄には赤い斜線が引かれていることから、納付を行ったとする時期において、申立期間①は未加入期間と記録されていたと推認される。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間③を含む昭和41年3月まで検認印が無く、検認台紙は「41年10月」の

割印が押され手帳から切り離されている上、国民年金被保険者台帳から、41年10月に40年4月から41年3月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できることから、申立人は申立期間③後の40年4月の保険料から納付を再開したと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 52 年 5 月まで
② 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 53 年 3 月から 54 年 2 月まで
④ 昭和 54 年 3 月

A 市役所（現在は、B 市役所）において、夫が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を同市役所又は C 銀行、D 銀行において納付していた。昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの領収書は所持しており、申立期間は厚生年金保険料と重複して納付していた。重複して納付していた期間の国民年金保険料はその分年金を受け取る際に、増額して受給できると思っており、還付されることは知らなかった。平成 21 年 7 月に国民年金保険料納付記録照会について回答が届き、初めて重複納付していた国民年金保険料が還付済みとなっていることを知った。還付請求書を見た記憶は曖昧であり、還付されることを知らなかったので、還付の請求をしたかもしれないが、還付された記憶が無く納得できない。

また、昭和 54 年 3 月は納付書が来れば必ず納付しており、昭和 53 年度は 1 年分か半年ごとに納付していたはずである。54 年の 3 月が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③のうち昭和 53 年 10 月から 54 年 2 月までの期間及び申立期間④について、納付書がくれば必ず納付しており、昭和 53 年度は 1 年分か半年ごとに納付していたはずであるとしているところ、国民年金被保険者台帳では 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料及び

付加保険料を納付していることが確認できることから 53 年度の納付書が発行されていたと推認でき、かつ、申立人の所持している領収書のうち 50 年度から 52 年度までの期間は、1 年度分を一括で納付していたことが確認できることから、申立人の供述に不自然さはみられない上、申立人は申立期間以外に未納が無く、53 年 10 月から 54 年 3 月までの 6 か月と短期間である保険料を付加保険料も含めて納付できなかったとする事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料が還付されることを知らなかったのもので、還付の請求をしたかもしれないが、還付された記憶が無いとしているところ、E 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳には、申立期間①、②及び③のうち昭和 53 年 3 月から同年 9 月までの期間の保険料額である 4 万 1,350 円を 53 年 8 月 24 日に還付した記録があり、還付記録に不備は認められないことから、同期間の保険料は還付されたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 53 年 10 月から 54 年 2 月までは厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金の被保険者となり得る期間で無いことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年10月まで

私は、親戚でもある勤め先の主人に20歳になったら国民年金に加入しなければならぬと言われ、同居していた姉も国民年金に加入していたので、昭和37年2月ころA区役所B出張所で国民年金の加入手続をした。国民年金手帳はそのときに交付されたことを覚えている。保険料は、B出張所で納めたことは覚えているが、保険料額などはよく覚えていない。当時は姉と一緒に住み込みで結婚するまで働いていた。結婚後しばらくしたとき、C市役所の職員が来て、任意加入なのでどちらでもよいといわれ、国民年金を止めることにした。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和37年2月ころに国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人に39年1月ころに申立人の姉と連番で払い出されたものと推認できる国民年金手帳記号番号(*)が確認でき、その記号番号に係る特殊台帳により39年4月から42年9月までの期間が納付済みであることが確認できる。

2 一方、申立期間のうち昭和37年2月から39年3月までは、上記手帳記号番号(*)に係る特殊台帳により国民年金保険料が未納とされていることが確認できる上、申立期間当時申立人と同居しており、手帳記号番号も連番で払い出されている申立人の姉も未納となっている。

また、申立期間のうち、昭和42年10月は、上記特殊台帳により、42

年 10 月 29 日に任意被保険者資格を喪失していることが確認できることから、未加入期間であり保険料を納付できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年11月まで

私は、A市において民生委員や裁判所調停委員などをしていたこともあって、国民年金制度創設時に国民年金に積極的に加入し、昭和37年12月に経営していたB株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所となり夫婦とも厚生年金保険の被保険者となるまで保険料を納付していた。

保険料は市役所が近かったので現金を持参して市役所で納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設時から国民年金に加入し、昭和37年12月に経営していたB株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所となり夫婦とも厚生年金保険被保険者となるまで保険料を納付していたと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号は36年2月25日に夫婦連番で払い出され、かつ、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄の記載により、昭和36年度の国民年金保険料の納付日が夫婦同一であることが確認できることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、制度発足時から国民年金保険料を納付し、厚生年金保険への加入時に国民年金の被保険者資格の喪失手続を適切に行っていた申立人が11か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年11月まで

A市において夫が民生委員や裁判所調停委員などをしていたこともあって、国民年金制度創設時に国民年金に積極的に加入し、昭和37年12月に経営していたB株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所となり夫婦とも厚生年金保険被保険者となるまで保険料を納付していた。保険料は市役所が近かったので現金を持参して市役所で納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設時から国民年金に加入し、昭和37年12月に経営していたB株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所となり夫婦とも厚生年金保険被保険者となるまで保険料を納付していたと主張しており、申立人の国民年金手帳記号番号は36年2月25日に夫婦連番で払い出され、かつ、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄の記載により、昭和36年度の国民年金保険料の納付日が夫婦同一であることが確認できることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、制度発足時から国民年金保険料を納付し、厚生年金保険への加入時に国民年金の被保険者資格の喪失手続を適切に行っていた申立人が11か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年に市役所の人に勧められ、A 市役所で加入手続を自分でした。加入手続後は、納付書により市役所や銀行で夫の分と一緒に払っていた記憶がある。また、加入手続をしたころ、それまでの未納分をさかのぼって払った記憶もある。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、加入手続をした昭和 46 年度以降、申立期間②を除き未納は無く、納付意識が高かったと考えられる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間前後において住所の変更も無く、3 か月と短期間である申立期間の保険料を払わなかったとする特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、当初申立人は、20 歳になった昭和 39 年 * 月ころに加入手続をして、国民年金保険料を払っていたと申述していたが、その後加入手続後にさかのぼって納付したと申述を変遷させている上、納付したとする期間や金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 12 月 14 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間①の大部分は時効により納付できず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当た

らない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年10月から3年3月まで

申立期間当時はAになるためB市にある「C」に住み込んでいた。卒業して自営業になれば将来の保障はないと母に言われ、平成3年4月ころD町役場（現在は、E市役所F支所）で国民年金の加入手続を自分でした。その時納付していなかった20歳からの分を現年度分と一緒に納付すれば良いと言われ、一度では払えないので数回に分けて納付した。保険料総額は20万円を超えていたと思う。

確かに過去の分の保険料を分割して納付したはずなのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ころD町役場で国民年金の加入手続をし、申立期間及び平成3年度分の保険料を分割して同役場内のG銀行（現在は、H銀行）で納付したと主張しており、E市の国民年金被保険者名簿により3年11月27日に国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、加入手続時点で申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立人が納付したとする金額は申立期間と3年度の分を納付するのに必要な保険料額とおおむね一致していることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、国民年金に加入以降未納期間は無く、納付意識は高かったと考えられることから、18か月と比較的短期間である申立期間を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで
私は、申立期間当時は A 区に住んでおり、国民年金保険料は区役所や銀行に納めた。保険料額は 3 か月分で 6,500 円くらいだったと思う。確かに納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 12 月ころ申立期間の国民年金保険料 3 か月分 6,500 円くらいを A 区役所か銀行に納付したと主張しており、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を 20 歳の加入時から 60 歳到達まで完納しており、納付意識が高かったと考えられることから、3 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年12月まで

私は、兄に勧められ国民年金に加入した。60歳になってから社会保険事務所（当時）に行って年金の相談をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。申立期間の保険料は、私の母が納付してくれたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母に国民年金保険料を含め組合保険や生活費など約7万円を渡し、その母が保険料を納付したと主張しており、その母の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、平成15年以降は口座振替で保険料を納付しており、申立期間も15か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月
② 昭和48年9月から51年12月まで

昭和52年に国民年金加入手続をし、1年から2年経過したころに、役所から未納期間の納付書が届き、未納期間の一部の保険料を納付した。その後、再度未納期間の納付書が届き、未納期間すべての保険料を納付した。

1回目より2回目はずいぶん高かったと記憶している。1回目の金額はよく覚えていないが、2回目に納付した国民年金保険料額は20数万円だったと思う。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和52年に国民年金加入手続をした1年から2年後に役所から未納期間の納付書が届き未納期間の一部の保険料を納付し、その後、再度未納期間の納付書が届いたので、ずいぶん高いと思いながら未納期間すべての保険料を納付したとしているところ、申立期間直後の52年1月から同年3月までの保険料は54年4月ころに過年度納付されたものと推認され、1回目に納付したとする過去の保険料が同期間の過年度納付分であり、2回目に納付したとする過去の保険料が申立期間②のうち強制加入期間である48年11月から51年12月までの期間の特例納付分とすると、1回目より2回目の保険料がずいぶん高かったとする申立人の申述と符合する。

また、申立人は、2回目に納付した国民年金保険料額は20数万円だったとしているところ、申立人は、昭和54年度からは付加保険料を含めて前納していることが確認できることから、第3回特例納付実施期間である54年度又は55年度の付加保険料を含む前納保険料額と申立期間②のうち強制加入期間である昭和48年11月から51年12月までの特例納付保険料額を合計した額とおおむね一致する。

- 2 一方、申立期間①並びに申立期間②のうち昭和48年9月及び同年10月について、同期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間であることから、特例納付できない。

また、申立人が、同期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月から51年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月及び同年11月

平成6年9月までは自営業を営み夫婦で厚生年金保険に加入していた。廃業に伴い、顧問税理士から国民年金に加入し、年金を継続するよう助言されたため、夫婦で国民年金加入手続をした。

私の国民年金保険料は納付書が届き次第すぐに納付したが、妻は自身の保険料を納付しなかったところ、再三にわたり督促状が届いたことから、時効間近に過年度納付した。私には督促状が一切届かなかったため、未納となっていることに驚いた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月廃業後に夫婦で国民年金加入手続を行い、自身の分を納付し、申立人の妻は納付しなかったため再三納付勧奨があったので、時効間近に納付したとしているところ、オンライン記録により夫婦の国民年金手帳記号番号は同年12月ころ夫婦連番で払い出され、申立人の妻の同年10月及び同年11月の保険料が8年10月25日に納付されていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる上、わざわざ加入手続を行いながら2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、国民年金加入手続時に保険料を納付せずに未納であった場合でも、

申立人の妻に保険料の納付勧奨があったように申立人にも納付勧奨があったと考えられ、その場合には夫婦一緒に保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 7 月まで

A 区の B 団地に住んでいるときに、近所の友人から国民年金に任意加入できることを聞き、C 区役所へ出向き加入手続をした。国民年金保険料は、団地の集金や D 銀行で納付していた覚えがある。昭和 48 年 4 月に E 市へ転居し、住所変更の手続をしてすぐに市役所で国民年金の手続をしていると思う。申立期間当時は、F 市役所 G 出張所や H 銀行などで、保険料を 2、3 か月ごとに納め、領収証をもらっていた。申立期間は国民年金に未加入となっているが、50 年 7 月の保険料を納めた領収証を持っている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況や国民年金手帳の交付について記憶が曖昧である上、申立人が申立期間に納付したとする保険料額は、納付済みとなっている昭和 50 年 8 月当時の 1 期分の保険料額であり、申立人の申述には申立期間当時の状況と符合しない点がみられる。

また、申立人は、昭和 50 年 8 月 1 日に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上国民年金保険料を納付することができないことに加え、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 50 年 7 月の国民年金保険料について、特殊台帳、F 市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する領収証書により、納付済みとなっていることが確認できるところ、同期間の

保険料は、被保険者資格取得前の期間について納付されたものであり、本来は還付されるべきものであるが、還付手続が行われず、保険料が還付されないまま長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格取得前の期間であることを理由として、同期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで

私が昭和 48 年に結婚するときに初めて父から国民年金手帳を渡され、20 歳で国民年金に加入し保険料を納付していたことを聞かされた。長兄も次兄も国民年金に加入し、未納期間は無いが、私だけに未納期間がある。

次兄の国民年金手帳を見ると昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで印紙が貼られておらず、検認印も押されていないが、納付済みになっており、私の手帳も検認印はないが、次兄と同じに納めているはずである。

申立期間が未納にされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入中に未納期間は無く、申立人の父が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の二人の兄も制度発足時から国民年金に加入し、加入期間中に未納期間は無い。

また、申立人及びその次兄は、昭和 40 年 4 月 15 日に国民年金手帳の再発行を受け、その翌日に昭和 39 年度の国民年金保険料を一括して納付していることが申立人及びその次兄の所持する手帳から確認でき、申立期間の保険料は、その時点では、過年度納付が可能な期間である上、申立人の次兄の納付記録を見ると、国民年金手帳に検認印が押されていない 39 年 1 月から同年 3 月までの期間が納付済みとなっていることから、同期間の保険料は過年度納付されたと推認でき、申立人についても同様に未納であった申立期間の保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間④に係る資格喪失日は、昭和 25 年 2 月 1 日であったと認められることから、A株式会社B炭鉱における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 19 年 4 月 1 日まで
② 昭和 19 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 20 年 7 月 1 日から 22 年 5 月まで
④ 昭和 23 年 7 月 20 日から 27 年 4 月まで
⑤ 昭和 27 年 12 月から 30 年 10 月まで
⑥ 昭和 30 年 10 月から 35 年 10 月 1 日まで

C 社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ私が働いた期間のうち、D社E炭鉱における昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 7 月 1 日までの期間、A株式会社B炭鉱における同年 12 月 17 日から 23 年 7 月 20 日までの期間 (第 3 種)、F炭鉱における 25 年 2 月 1 日から同年 3 月 25 日までの期間 (第 3 種)、及びG炭鉱における 35 年 10 月 1 日から 37 年 12 月 2 日までの期間 (第 3 種) を除き記録の確認ができないとの回答であった。

昭和 17 年 6 月から 19 年 3 月 31 日までの期間は、H市のI社のJ炭鉱に坑内夫として勤務していたが国策により閉鎖になったので退職し、同年 4 月 1 日から 22 年 5 月までの期間は、K村 (現在は、L区) のE炭鉱に坑内夫として勤務しており、同年 5 月から 27 年 4 月までの期間は、M町 (現在は、N区) のA株式会社B炭鉱に長男のO、甥のP氏、Q氏及びR氏の兄弟や自分が紹介したS氏及びT氏の兄弟等と一緒に坑内夫として勤務した。

昭和 27 年 12 月から 30 年 10 月までの期間及び同年 10 月から 37 年 12 月までの期間は、U町 (現在は、V市) のW炭鉱及びG炭鉱に勤務

し、いずれも閉山になるまで長男のO、甥のP氏やQ氏及びX氏等と一緒に坑内夫として勤務した。

真面目に勤務して、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなのに被保険者記録が無いのは納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のA株式会社B炭鉱に係る申立期間④のうち、昭和23年7月20日から25年2月1日までの期間の勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除についての説明は具体性があり、同僚の厚生年金保険の被保険者記録及び申立人が名前をあげた同僚の供述とも一致していること、申立期間④のうち同年2月1日から同年3月25日までの期間において、後述するF炭鉱において申立人の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間④のうち、23年7月20日から25年2月1日までの期間においてA株式会社B炭鉱に継続して勤務していたことを認めることができる。

一方、H市などを管轄するY社会保険事務所（当時）についてZ社会保険事務局（当時）は、「(1)火災発生：昭和28年2月*日（焼失）、(2)焼失台帳：年金番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿は全部焼失している。(3)台帳の復元等：（年金番号払出簿）・一部について復元ができています。（全喪事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿）・年金番号払出簿をもとに可能な限り復元を行っているが連絡が取れない事業所分については名簿焼失のまま復元できていない。※復元ができなかった事業所名等の詳細は不明。」と回答しており、現存するA株式会社B炭鉱に係る厚生年金保険の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は復元されているものの、厚生年金保険の適用事業所の届出日及び喪失日の記載が無く、年金番号払出簿に記載されている被保険者の資格取得日と健康保険の整理番号との間に整合性が見られず、同払出簿に名前、生年月日及び所属事業所名の記載されている被保険者が健康保険厚生年金保険被保険者名簿において欠落が多くみられる上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同炭鉱に係る資格喪失日が「不明」と記載され、a社会保険事務所（当時）に参考資料として保管されている同炭鉱作成の名簿にも申立人及び申立人の長男の資格喪失日の記載は無く、申立人の長男の同台帳は確認されていないものの、Y社会保険事務所は、申立人と同時期に同炭鉱に勤務した長男のオンライン記録を資料として申立人に係る同炭鉱の厚生年金保険の資格喪失

失日を平成 20 年 6 月 30 日に、昭和 23 年 7 月 20 日と認定していることから、同炭鉱における厚生年金保険の被保険者記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の大規模な焼失から半世紀も経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の申立期間④のうち昭和 23 年 7 月 20 日から 25 年 2 月 1 日までの期間に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方でその推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が同年 2 月 1 日に A 株式会社 B 炭鉱における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めるのが妥当であると判断できる。

なお、申立期間④のうち、昭和 23 年 7 月 20 日から 25 年 2 月 1 日までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ 1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間④のうち、昭和 25 年 2 月 1 日から 27 年 4 月までの期間について、申立人は、「自分は、A 株式会社 B 炭鉱に継続して勤務しており、F 炭鉱に勤務した記憶は無い。」と供述しているものの、b データ（c 作成。以下同じ。）の記録によれば同年以後に A 株式会社 B 炭鉱の記録が確認されず、25 年から 29 年までは F 炭鉱（年金番号払出簿によれば A 株式会社 B 炭鉱の事業所名に「d」との記載が確認され、25 年 7 月時点における事業主は、「e」氏（申立人が一緒に勤務していたと供述している同僚。）であり、26 年 7 月以降の事業主は、「f」氏。）の記録が確認され、同僚の供述及び当該期間のうち 25 年 2 月 1 日から同年 3 月 25 日までの期間について、同炭鉱において厚生年金保険被保険者記録が確認されることから、申立期間④のうち、25 年 2 月 1 日から 27 年 4 月までの期間に勤務（期間は不明）した事業所は、F 炭鉱であることが認められる。

また、H市を管轄するY社会保険事務所は、昭和28年2月*日の火災により年金番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を全部焼失（一部については復元済）していることから、オンライン記録によれば、F炭坑の厚生年金保険の適用事業所の届出日は、30年4月1日であるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、厚生年金保険の適用事業所の届出日の記載が無く、健康保険の整理番号は大半が欠落しているものの、被保険者資格の取得日は25年2月1日であることから、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が完全に復元されているとはいえないものとなっている。

しかし、F炭鉱の事業所の記録は、昭和38年以降は確認できず、事業所は不明で、e氏及びf氏の連絡先も不明であり、登記簿謄本を申請したものの「該当事業所が見当たりません。」との回答があり、事業主照会をすることができなかったことから、申立人の申立期間④のうち、25年2月1日から27年4月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認をすることができなかった。

さらに、同僚8人に同僚照会を実施したところ回答があった3人のうちの一人は、「F炭鉱は昭和25年4月から同年5月ころに出水事故により一時業務を中断したことから、申立人を含む4人で退職して職業安定所へ行き自分はその後、同じgのh炭鉱に勤務した。」と供述しており、申立人が一緒に勤務していたと供述している同僚4人の当該期間における記録が一致しているのは、25年4月25日から同年12月1日までの厚生年金保険の被保険者資格喪失期間のほかには無く、同年12月1日から27年4月までの期間は不一致であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（第3種）として申立期間④のうち昭和25年3月25日から27年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立人が申立期間①に勤務したと供述するI社のJ炭鉱は、i史及びbデータにより、j株式会社（現在は、k株式会社（本社は、l区）当時の本社は、m市。）J炭鉱であり、昭和18年まで事業を継続していたことが確認され、申立人の戸籍謄本に、三男は15年*月*日にn炭鉱で出生、四男は18年*月*日にo炭鉱社宅で出生と記載されていることから、申立人の同炭鉱への勤務（期間は、不明）については推認される。

しかしながら、オンライン記録によれば、j株式会社の厚生年金保険

の適用事業所の届出は、m市において昭和 21 年 8 月 1 日であり、同社 J 炭鉱が適用事業所であったことが確認されないものの、H市を管轄する Y 社会保険事務所は、28 年 2 月 * 日の火災により年金番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を全部焼失（一部については復元済み）しており、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が完全に復元されているとは言い難いことから、当該事業所が申立期間①当時に適用事業所であったかどうかを確認することはできないものの、上記のとおり申立期間①において事業を行っていなかった可能性が高いことから、適用事業所ではなかったものと推認される。

また、同名又は類似の名称の事業所検索をしたが、p 県内で q 炭鉱（j 株式会社 J 炭鉱ではなく、昭和 27 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所の届出。）のほかに確認されなかった。

さらに、j 株式会社 J 炭鉱は、i 史及び b データにおいても昭和 19 年以後の記録が確認されず事業所は不明であり、j 株式会社の登記簿謄本は確認されたものの、j 株式会社 J 炭鉱の登記簿謄本は、「該当事業所が見当たりません。」との回答で、事業主照会をすることができず、申立期間①について申立人に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認をすることができなかった。

加えて、申立人が一緒に勤務したと供述した同僚二人（姓のみ記憶）は、他界している上、生年月日及び連絡先が不明で、氏名検索及び同僚照会をすることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（第 3 種）として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、D 社 E 炭鉱（事業主は、r 氏）において昭和 19 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認され、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により 20 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認されることから、申立人の当該期間の同炭鉱への勤務について確認される。

しかし、D 社 E 炭鉱は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 20 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所の喪失の届出をして以後に事業所としての記録が確認されず事業所は不明であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主は他界していることか

ら登記簿謄本を申請したものの、「該当事業所が見当たりません。」との回答で事業主照会をすることができず、申立期間②について申立人に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認をすることができなかった。

また、D社E炭鉱の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号及び年金番号が記載されているものの、健康保険労働者年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号の記載はあるものの、年金番号の記載が無いことから、申立人は、申立期間②において健康保険には加入していたものの厚生年金保険被保険者期間ではなかったことが認められる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の整理番号*の前後である*から*までの被保険者のうち、オンライン記録が確認できる同僚5人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日も昭和19年10月1日であり、同僚二人に同僚照会を実施し、一人（ほかの一人は、平成21年10月に他界）は、「厚生年金保険料を控除されていた。」と供述しているものの、これを確認できる資料や供述は無いところ、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和19年10月1日であることが確認された。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（第3種）として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人と一緒に勤務していた長男のO氏は、「昭和20年8月15日の玉音放送を事業所で勤務中に聞いており、その後も22年5月までD社E炭鉱に勤務していた。」と供述しているものの、同炭鉱は、20年7月以後に事業所としての記録が確認されず事業所は不明であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主は他界していることから登記簿謄本を申請したものの「該当事業所が見当たりません。」との回答のため事業主照会をすることができず、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認をすることができなかった。

また、D社E炭鉱の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、備考欄に「全喪20.7.1企業整備により」と記載されている上、同僚照会において、同僚は「会社は、政府の求める出炭量を達成できずに企業整備の対象になり、事業の継続ができなくなったことから社員を20年7月に

解雇しており、その後は事業所閉鎖の作業に少しの社員は残っていたが炭鉱事業はしていなかった。」と供述していることから、申立期間③において、同炭鉱は炭鉱事業を継続していなかったことが認められる。

さらに、申立人は、昭和 22 年 5 月まで D 社 E 炭鉱に勤務していたと供述しているものの、オンライン記録により A 株式会社 B 炭鉱における厚生年金保険被保険者記録が確認されていることから、申立期間③のうち、20 年 12 月 17 日から 22 年 5 月までの期間については、当該事業所の被保険者ではなかったことが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（第 3 種）として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が勤務したと供述する W 炭鉱は b データ及び s データによれば、昭和 25 年から 27 年 12 月まで事業所（事業主は、t 氏）の記録が確認されるものの、28 年以後には確認されず、事業所は不明であり、u 氏は連絡先が不明であることから登記簿謄本を申請したものの「該当事業所が見当たりません。」との回答であったことから事業主照会をすることができず、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認をすることができなかった。

また、オンライン記録によれば、申立期間⑤において W 炭鉱が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認されないものの、V 市を管轄する Y 社会保険事務所は、昭和 28 年 2 月 * 日の火災により年金番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を全部焼失（一部については復元済み）しており、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が完全に復元されているとは言い難いことから、同名又は類似の名称の事業所検索をしたが、p 県内において確認されず、当該事業所は当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと推認される。

さらに、申立人が一緒に勤務したと供述する同僚二人は、オンライン記録により申立期間⑤前後には厚生年金保険の被保険者資格が確認できるものの、申立期間⑤において被保険者記録は確認されず、共に故人であることから同僚照会をすることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（第3種）として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 6 申立期間⑥について、申立人が勤務したと供述するG炭鉱は、bデータの記録により、昭和25年から38年まで事業を継続していたG炭鉱（25年から30年までの事業主は不明であるが、同年から35年までの事業主はu氏で35年から38年までの事業主はv氏）であり、同僚の供述及び35年10月1日から37年12月2日までの期間について申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認されることから、申立人の同炭鉱への勤務(期間は、不明)について推認される。

しかし、G炭鉱は昭和38年以後に事業所の記録が確認されず、事業所は不明であり、事業主であったu氏及びv氏の連絡先は不明であることから登記簿謄本を申請したものの、「該当事業所が見当たりません。」との回答であったことから、事業主照会をすることができず、申立期間⑥において申立人に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができなかつた。

また、Gに係る厚生年金保険の適用事業所の届出は昭和35年10月1日、喪失の届出は37年12月27日であり、申立期間⑥において同炭鉱が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認されないことから、同名又は類似の名称の事業所を検索したもののp県内において確認されず、同炭鉱の同僚10人に同僚照会を実施したところ、二人は「申立人が勤務していた。」と供述しているものの、一人は、「申立人の勤務状況についての記憶は無いが、自分も3年間勤務したのに厚生年金保険被保険者記録は1か月しかない。」と供述している（同僚照会に回答後に入院され、その後に供述を得ることができなかつた。）ことから、当該事業所は当該期間について厚生年金保険の適用事業所ではなかつたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者（第3種）として申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における被保険者資格の取得日を平成16年11月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日を平成17年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月1日から同年12月1日まで
② 平成17年4月29日から同年5月1日まで

ねんきん特別便が届いたが、平成16年11月1日から17年4月30日まで勤務したA株式会社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が16年12月1日、喪失日が17年4月29日となっていた。

保存してある平成16年12月、17年4月及び同年5月の給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた記録があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、学習塾を運営するA株式会社との間において、時給講師として授業を行うことを契約した雇用契約書を提出しているが、当該雇用契約書から、申立人は平成16年10月24日から当該事業所の従業者であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「雇用契約を結んだ当時、個人家庭教師をしていたので、A株式会社から11月は時給講師だが、12月からは正

社員にすると説明を受け、10月は出勤せず、11月中にときどき出勤して授業をしていた。」と供述し、複数の同僚も「申立人は、時給講師として11月から教室で授業を行っていた。」と供述している。

また、当該事業所は、前月の16日から当月の15日までの勤務に対し給与が支給されるどころ、申立人が提出した平成16年12月の給与明細書において、「不就労額78,954円」の記載があり、これについて複数の同僚が「申立人は、12月から正社員になった。正社員になる前の月の給料は、日割計算で減額される。」と供述していることから、同年11月16日から同月30日までの給与が減額支給されたと確認できる。

さらに、当該給与明細書において、「前月差額加算22,426円」の記載があることについて、前述した複数の同僚は「申立人は、11月から授業をしており、そのときの時給が加算されている。」と供述していることから、申立人が平成16年11月から勤務していたことが推認できるが、当該事業所における時給は、担当した教室の生徒数に応じて異なっていること、教室の生徒数が一律ではなかったことなどから、給与明細書に記載された「前月差額加算」支給額から、申立人の勤務初日を確認することができない。

加えて、複数の同僚が「厚生年金保険料については、翌月の給与から控除されていた。」と供述しており、平成16年11月16日から同年12月15日までを給与対象期間とした当該給与明細書において、厚生年金保険料の控除が確認でき、同年11月の厚生年金保険料が控除されていたと確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における勤務の初日について確認することができないが、申立人が提出した当該給与明細書における給与対象期間が、前述した期間であることを勘案すると、申立人の勤務初日を、平成16年11月16日とすることが合理的と考えられるので、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額については、同年12月の給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額の22万円とすることが必要と認められる。

なお、申立期間①のうち、平成16年11月1日から同月15日までの期間については、複数の同僚からの供述によっても申立人の勤務実態を確認することができない上、仮に当該期間を訂正した場合においても、年金額の算定の基礎となる加入月数は変わらない。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、かつ法人の事業も廃止されており、これを確認できる関連資料も見当たらないことから、

事業主は厚生年金保険料の納付義務の履行について不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日がオンライン記録では平成16年12月1日、雇用保険の被保険者記録における資格取得日が同日と記録されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①に係る同年11月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、当該事業所で使用していたタイムカードが保存されておらず、申立人の当該カードの記録から退職日について確認することができないが、複数の同僚が、「A株式会社の従業員の休日は、毎週金曜日と日曜日に定まっていた。しかし、進学塾という特殊性から、実際は従業員が交代で授業を行い、振替休日で休んでいた。申立人は退職する前に振替休日のほか、有給休暇を全部とった。」と供述していることから、申立人は、有給休暇後に退職をしたことがうかがえる。

また、申立人は、「勤めて3か月が過ぎ、有給休暇が2日あったので、4月中に全部使いきって会社を辞め、5月から別の会社に勤めた。」と供述し、申立人は退職日について平成17年4月30日であったと主張している。

しかし、オンライン記録から、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失届は、平成17年5月12日付けで健康保険証を添付して届出されたと認められる上、当該事業所の事務担当者が、「個々のことは覚えていないが、辞めた社員の健康保険証は、5日以内に社会保険事務所に返納したはずだ。」と供述していることから、同月のカレンダーにおいて確認できる行政側の閉庁日以外の日は、同月2日、同月6日、同月9日、同月10日、同月11日及び同月12日の6日であったことから、前述した複数の同僚の供述及び申立人の主張を勘案すると、申立人の資格喪失日については、同月1日と考えるのが妥当と認められる。

さらに、事業主による、申立人の給与からの厚生年金保険料控除については、申立人が提出した平成17年5月の給与明細書において、保険料の控除が確認できることから、給与から同年4月の厚生年金保険料が控除されたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成17年5月1日であったと認められることから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日を同日に訂正し、申立期間②における標準報酬月額を、同年5月の給与明細書において確認できる保険料控除額に

見合う標準報酬月額22万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述したとおり、事業主は保険料の納付義務の履行について不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（離職日の翌日）がオンライン記録では平成17年4月29日、雇用保険の被保険者記録の離職日が同月28日と記録されていることから、事業主が同月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る同年4月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年7月1日）及び資格取得日（30年11月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から30年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和29年7月1日から30年11月1日までの記録が無いとの回答であった。申立期間ころは病気療養中のため休職扱いになっていたが、27年4月1日に株式会社Aに入社以来、平成元年9月30日に退職するまで継続して勤務していたので、この間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社BのC部から提出された申立人に係る在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が株式会社Aに昭和27年4月1日から平成元年9月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和29年1月か同年2月ころから1年6か月くらい病気療養のため休職していたとしており、同僚3人も、「正確な時期や期間は覚えていないが、申立人が申立期間ころ病気療養のため入院し、休職していた。」と供述しているところ、申立人と同じ病気で36年ころ約1年6か月間入院療養のため休職した二人の同僚は、この間に被保険者資格を喪失しておらず、申立人が37年から同病気により再び約1年6か月間休職した期間も被保険者資格を喪失していない。

さらに、株式会社BのC部から「現在は休職時に資格喪失することは無

く、当時も同じ扱いであり、厚生年金保険料を控除していたと思う。」との供述があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 29 年 6 月の株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 29 年 7 月から 30 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和42年2月8日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月から同年9月までの期間を1万2,000円に、同年10月から42年1月までの期間を1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月8日から42年2月8日まで
昭和40年3月に中学校を卒業し、同月下旬にA株式会社に入社した。42年2月8日に退職するまで、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。社会保険庁(当時)の記録では、被保険者資格の喪失日が実際の喪失日より1年間も早い41年2月8日と記録されているが、間違いなく42年2月8日が資格喪失日なので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA株式会社における離職日は昭和42年2月7日であり、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同じ職場の同職種の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和41年2月8日に厚生年金保険及び健康保険被保険者資格を喪失しているが、健康保険被保険者証の返納は、同資格喪失後1年以上経過した42年5月13日と記録されている上、B社会保険事務局(当時)への被保険者資格喪失に係る届出の進達日が、同じく同資格喪失後1年以上経過した同月15日と記録されている。

さらに、昭和41年2月8日に厚生年金保険及び健康保険の被保険者資

格を喪失しているにもかかわらず、申立人に係る同年 10 月の標準報酬の定時決定が受け付けられた記録がある上、その後その記録が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人に係る昭和 42 年 2 月 8 日に A 株式会社における被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 41 年 1 月の社会保険事務所の記録から、同年 2 月から同年 9 月までの期間を 1 万 2,000 円に、同年 10 月から 42 年 1 月までの期間を 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日及び18年7月13日は57万円、19年7月21日は59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月13日
③ 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、17年12月15日及び18年7月13日は57万円、19年7月21日は59万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は29万円、18年7月13日は30万円、19年7月21日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月13日
③ 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、29万円、30万円及び32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義

務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日及び18年7月13日は26万円、19年7月21日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月13日
③ 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、17年12月15日及び18年7月13日は26万円、19年7月21日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は27万円、18年7月13日は28万円、19年7月21日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月13日
③ 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、27万円、28万円及び30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義

務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月13日は20万円、19年7月21日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月13日
② 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、20万円及び26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付

を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は24万円、18年7月13日は25万円、19年7月21日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月13日
③ 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、24万円、25万円及び27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義

務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA院の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は18万円、18年7月13日は20万円、19年7月21日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月13日
③ 平成19年7月21日

A院から支給された賞与（平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日）が社会保険庁（当時）の年金記録から抜けていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、平成17年12月15日、18年7月13日及び19年7月21日に支給された賞与に係る賞与一覧表等から、申立人は、18万円、20万円及び26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が賞与支払届を提出している上、事業主は、保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から10年4月1日まで
社会保険事務所(当時)の調査により、A株式会社に勤務していた期間のうち平成7年11月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額が20万円から9万2,000円に減額されていることが分かった。当該期間以外の期間も、給料明細書に記載された標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成7年11月8日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、同年2月28日に、資格取得日である7年11月8日に遡^{そきゅう}及して11万円に減額訂正された上、8年5月7日に、同じく7年11月8日に遡^{そきゅう}及して9万2,000円に減額訂正されている。

なお、「厚生保険特別会計 債権みなし消滅・債権消滅・不納欠損決議書」によると、平成8年6月から10年3月までの厚生年金保険料については不納欠損として処分されていることが確認できる。

また、A株式会社において厚生年金保険被保険者であった多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、資格取得日に遡^{そきゅう}及して2回にわたり減額訂正されていることが確認でき、その中には資格喪失日後に遡^{そきゅう}及訂正された者も見られる。

さらに、雇用保険の被保険者台帳全記録トレーラーの記録から、申立人の雇用保険被保険者資格取得時の賃金月額が20万8,000円であったことが確認できる。

加えて、申立人は、営業事務を主業務とし、社会保険手続等の業務には関与していないと主張しており、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、同僚も、申立人の主張と同様の供述をしている。

なお、申立期間のうち平成8年10月1日から10年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額が、8年10月又は9年10月の定時決定から約1年6か月又は6か月後の当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった10年4月1日に9万2,000円として処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても上記の遡^{そきゅう}及訂正処理の結果同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日（10年4月1日）までの間、8年5月7日に遡^{そきゅう}及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は同年10月及び9年10月の定時決定について社会保険事務所に届出を行っておらず、社会保険事務所は、職権により8年10月及び9年10月の定時決定による標準報酬月額を前年度の標準報酬月額と同額（9万2,000円）と決定したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由はなく、当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場に係る申立期間における被保険者資格取得日は昭和42年3月25日、被保険者資格喪失日は43年3月31日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から43年6月1日まで

昭和41年3月に中学校を卒業し、同年4月にA株式会社B工場に入社したが厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和42年3月25日から43年3月31日までの期間について、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人（旧姓はC）の氏名に類似し、生年月日が同日の「D」の被保険者記録があり、同記録によると、申立期間の一部期間である42年3月25日に被保険者資格を取得し、43年3月31日に喪失している。

なお、同記録は、オンライン記録において未統合の記録となっている。

また、申立人が自分と同期入社であったとする同僚二人の被保険者資格取得日は、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に昭和42年3月25日と記載されている上、オンライン記録において、申立人と中学校の同学年と思われる20人の被保険者資格取得日を確認したところ、上記の同僚二人と同じ被保険者資格取得日となっている。

さらに、申立人提出の入社式等における写真、同僚の供述、及び申立人が自分と同期入社であったとする同僚二人の被保険者記録がA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから、申立人は、A株式会社B工場に勤務していたものと推認できる。

加えて、E組合提出の健康保険に係る被保険者台帳及び雇用保険においても「D」の氏名で昭和42年3月25日から43年3月31日（雇用保険については離職日は43年3月30日）までの加入記録が確認される上、申立人は、「C」の名字は自分以外にいなかったと主張しており、同僚からも「E」という氏名に記憶はあるが、「D」という氏名には記憶が無い。」との供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立事業所の事業主は、申立人が昭和42年3月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年3月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該申立期間の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、上記期間を除く期間について、上記のとおり、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社では、当該期間の勤務実態等に関する資料は保存していないとしている上、同僚からも事業主による申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、E組合提出の健康保険に係る被保険者台帳等において、上記以外に、申立人と考えられる氏名は確認ができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

昭和40年4月1日にA株式会社に入社した後、同社B工場に配属され平成5年まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社には継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書、社員名簿、雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時にA株式会社に入社し、一緒に同社B工場に配属されたとする同僚の供述等から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA株式会社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人とA株式会社に同日採用され同社B工場に同日異動したすべての被保険者について記録が欠落していること、及び社会保険事務所における健康保険厚生年金保険被保険者原票での記録管理の状況を踏まえると、事業

主が昭和 40 年 6 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和38年7月22日、資格喪失日は41年9月28日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月から39年4月までの期間は1万8,000円、同年5月から40年9月までの期間は3万6,000円、同年10月から41年8月までの期間は3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月22日から41年9月28日まで
社会保険庁(当時)の記録によれば、株式会社Aに勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間である昭和38年7月22日から41年9月28日までの期間については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日が同じで同姓同名の上、厚生年金保険番号が申立人と1字違いの厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

当該申立人の厚生年金保険番号と1字違いの番号に係るオンライン記録の被保険者名は、前述の事業所における被保険者名簿には無いことが確認でき、申立人から提出のあった8月分給料支給明細書にある厚生年金保険料控除額から計算した標準報酬月額と同名簿に記載された申立人と同姓同名の者の当該月における標準報酬月額は一致していることから、被保険者名簿に記載された申立人と同姓同名の者は、申立人本人であると判断でき

る。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する被保険者名簿の記録により、昭和38年7月から39年4月までの期間は1万8,000円、同年5月から40年9月までの期間は3万6,000円、同年10月から41年8月までの期間は3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は、平成14年2月21日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月21日から同年3月21日まで
社会保険庁(当時)からの連絡により、私の厚生年金保険の被保険者記録が平成14年2月21日から同年3月21日までの期間欠落していることが分かった。

平成14年2月21日からはA株式会社で勤務しているので、A株式会社での資格取得年月日を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、B株式会社において平成14年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し同月21日に資格を喪失、翌3月21日に系列事業所のA株式会社で資格を取得していることが確認できる。

しかし、事業主から提出された賃金台帳では、申立人が平成14年2月20日までB株式会社に勤務し、翌21日から系列事業所のA株式会社で勤務していることが認められるとともに、これらの事業所の社会保険業務を担当している社会保険労務士によると、申立人のA株式会社における資格取得日を同年2月21日とすべきところを同年3月21日と誤って届け出たと述べている。

また、事業主は厚生年金保険料の控除は当月分を翌月の給与から控除していたと供述しており、上記の賃金台帳において、申立人は、A株式会社の平成14年3月分給与から同年2月の保険料が控除されていることが認められ、一方、B株式会社において同月の保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、B株式会社、A株式会社等4社の事業主は同一人物であり、従業員は同一の勤務場所であるものの、所属のみこれら4社の間を異動していたが勤務に中断は無く継続していたと供述していることから、申立人がB株式会社からA株式会社に勤務実態を変えることなく継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB株式会社から系列事業所であるA株式会社の異動に伴う厚生年金保険の資格取得日は平成14年2月21日であると認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の昭和45年2月の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和45年6月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の昭和45年3月から同年5月までの標準報酬月額は、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月1日から同年3月31日まで
② 昭和45年3月31日から同年6月26日まで

A株式会社に昭和34年4月1日から会社が倒産した45年6月*日まで正社員として勤務していたが、オンライン記録では申立期間②の被保険者記録が無い。この間の給与明細書があり保険料が控除されている。

また、申立期間①について、昭和45年2月の保険料控除額は同年3月から同年5月分までと同額であるが、これに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が違っている。

申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、給与明細書に基づき、申立期間①の標準報酬月額の相違に

ついて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、6万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「会社が倒産して支払能力が無く、かつ、このような状況を発生させて申し訳なかった。申立人の記録を回復させてほしい。」と届出の誤りを認めていることから、事業主が報酬月額に基づく標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和45年6月26日以後の同年8月25日（申立人の退職後）付けで同年3月31日と処理されており、また、同処理日に同僚20人が申立人と同日（15人）又は同年6月26日（5人）を喪失日として記録されている。

しかし、申立人は、当該期間に係る保険料の控除が確認できる給与明細書を有している上、事業主及び同僚は、「すべての従業員は会社が倒産する昭和45年6月*日の前日まで勤務していた。」と供述するとともに、社会保険事務を担当していた同僚は、「全従業員が6月支給の給与から5月の厚生年金保険料を控除されていた。」と供述していることから、申立人を含む被保険者16人の資格喪失日を同年3月31日として処理する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の申立期間②の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていること、並びに上記の事業主及び同僚の供述を踏まえると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年6月*

日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、上記1において認定された昭和45年2月の標準報酬月額及び申立人の同年4月から同年6月までの給与明細書（保険料は翌月控除）における厚生年金保険料の控除額から、6万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年10月を18万円、同年11月を17万円、同年12月を18万円、10年1月から11年6月までの期間を17万円、11年10月から12年10月までの期間を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年11月26日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aにおける標準報酬月額が、平成9年9月まで18万円であったが、同年10月から10年9月までが16万円、同年10月から11年9月までが15万円、同年10月から12年10月までが14万2,000円になっている。その間に給与から控除されている厚生年金保険料に変動が無く、実際に控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と相違している。給与明細書があるので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する給与明細書により、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

保険料の控除月については、平成6年10月及び8年10月の料率改訂に

対し、いずれも 11 月分給与から保険料が変更されている上、申立人が 12 年 11 月 25 日に退職した際の同年 11 月分給与からも保険料が控除されていることから翌月控除であると認められる。

申立人の申立期間のうち、平成 11 年 7 月から同年 9 月までの期間を除く標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により、9 年 10 月は 18 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 18 万円、10 年 1 月から 11 年 6 月までの期間においては 17 万円、同年 10 月から 12 年 10 月までの期間においては 15 万円の標準報酬月額に相当する額（報酬月額）が支給されていたことが確認でき、さらに当該申立期間については、申立人が主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成 9 年 10 月を 18 万円、同年 11 月を 17 万円、同年 12 月を 18 万円、10 年 1 月から 11 年 6 月までの期間を 17 万円、11 年 10 月から 12 年 10 月までの期間を 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主は、株式会社 A の平成 9 年度から 12 年度までの定時決定に係る届出を平成 12 年 10 月 30 日に届け出ており、申立人の所持する給与明細書により、この間の厚生年金保険料の控除額は従前の 8 年度定時決定のものであると認められることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人の所持する給与明細書を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額を算定したところ、両者が一致しており、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法に基づき、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年7月及び同年8月を17万円、同年9月を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から19年9月1日まで
ねんきん定期便によると、平成18年7月1日から19年9月1日までの株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額が11万8,000円になっている。実際に支払われた給与額（報酬月額）と相違しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する給与明細書により、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

株式会社Aは、厚生年金保険料の控除については、「翌月分給与より控除。」と回答しているところ、申立人の所持する給与明細書により、平成19年9月の定時決定による標準報酬月額の変更及び保険料率の変更に対し、同年10月分給与から変更されていることから、翌月控除であることが確

認できる。

申立人の申立期間のうち、平成 18 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、同年 9 月分及び同年 10 月分の給与明細書により、標準報酬月額 17 万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるものの、同年 8 月については 17 万円、同年 9 月分については 15 万円の標準報酬月額に相当する給与支給額（報酬月額）が支給されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、平成 18 年 8 月及び同年 9 月の給与明細書の報酬月額に基づき同年 8 月を 17 万円、同年 9 月を 15 万円とすることが妥当である。

また、平成 18 年 7 月の標準報酬月額については、申立人は、同年 7 月分の給与明細書を所持しておらず、同月分の給与支給額（報酬月額）の確認ができないものの、申立人が所持する「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額から、同年 1 月度から同年 6 月度まで及び同年 8 月度から同年 12 月度までの給与の課税支給額、同年 6 月及び同年 12 月支給賞与の標準賞与額及び当該標準賞与額に係る最大端数切捨て額を減じた額が、16 万 4,452 円であることから、同年 7 月分の給与支給額（報酬月額）は、同額以上であると認められ、申立人の所持する給与明細書により、同年 8 月分において 17 万円の標準報酬月額に相当する額が支給されていたことが確認できること、及び申立人の所持する同年 8 月給与明細書の保険料控除額に応じた標準報酬月額が 17 万円であることから、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、株式会社 A から提出された、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人に係る標準報酬月額を 11 万 8,000 円と届け出ていることが確認できることから、事業主は、同額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間については、申立人の所持する給与明細書により、11 万 8,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認で

きることから、特例法に基づき、申立人の標準報酬月額を訂正することが必要であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和37年7月26日に、資格喪失日に係る記録を38年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から38年7月21日まで
高校卒業後の昭和37年4月から38年7月20日まで、A株式会社のC市（現在は、D市）にあった営業所に、高校の同級生二人と一緒に勤務していた。

同級生二人には試用期間後の昭和37年7月26日から厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、私の厚生年金保険の記録が見当たらないので、上記申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における申立人の上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の高校における同級生であり、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる二人の同僚には、申立事業所における昭和37年7月26日からの厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人の上司が、当時は、入社すると3か月程度の試用期間終了後に正社員になり全員が厚生年金保険に加入していた旨の供述をしていること、並びに申立人及び同僚の供述により特定した当時の当該事業所の

従業員ほぼ全員に厚生年金保険の記録が存在していることから判断すると、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における上記同僚のA株式会社における社会保険事務所（当時）の標準報酬月額の記録が1万2,000円であることから、同額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月から38年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月1日から9年7月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額記録については、5年8月から6年10月までの期間を30万円、同年11月から8年9月までの期間を26万円、同年10月から9年6月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から9年7月1日まで

オンライン記録では、A株式会社に勤務していた平成5年8月から9年6月までの標準報酬月額の記録が15万円となっているが、実際の給与支給額より著しく低い。給与支給額に見合った標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は15万円となっているが、このことに関し、A株式会社の元事業主は、「12年前に会社を整理してしまい書類等が全く無い。総務及び経理部門を統括していたのは他界した専務取締役であり、自分は何も分からない。」旨の回答をしている。

しかしながら、申立人が提出した平成8年3月及び同年9月の給与明細書から、申立人は、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料2万1,750円を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人がA株式会社に勤務していたときに給与振込額、健康保険料及び厚生年金保険料などの控除額を記載していたノート（以下「ノート」という。）によると、申立人が同社において、平成5年8月から9年8月まで厚生年金保険料2万1,750円を一貫して給与から控除されていたことが記載されている。

さらに、申立人が提出した平成7年及び8年分の給与所得の源泉徴収簿

の写しには、社会保険料控除額（年額）が7年は43万344円、8年は42万8,820円と記載されているところ、同控除額は、ノートの源泉徴収簿の計算メモにある社会保険料控除額3万5,695円（厚生年金保険料2万1,750円、健康保険料1万2,300円及び雇用保険料1,645円）の12か月分とほぼ一致する。

加えて、A株式会社の同僚から提出された平成5年8月から同年12月までの期間及び6年7月から7年8月までの期間の給与明細書によると、同僚のオンライン記録の標準報酬月額は申立人と同様に15万円と記録されているが、当該期間の給与明細書で控除が確認できる厚生年金保険料額は2万1,750円であり、申立人の控除額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、ノートに記載されているとおり、申立期間の各月において厚生年金保険料2万1,750円を事業主により控除されていたものと認められる。

一方、申立人の申立期間に係る報酬月額については、申立人から提出された預金通帳に記載されている各月の給与振込額、給与明細書等の資料から推認できる厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料、所得税などを合算すると、申立ての全期間において標準報酬月額30万円の条件である報酬月額29万円以上31万円未満に該当しているものと推認できる。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、控除保険料額から、平成5年8月から6年10月までの期間を30万円、同年11月から8年9月までの期間を26万円、同年10月から9年6月までの期間を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、実際の給与支給額を基とした標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月1日から9年7月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額記録については、2年9月を28万円、同年10月を36万円、同年11月を32万円、同年12月を26万円、3年1月から同年3月までの期間を30万円、同年4月から4年5月までの期間を32万円、同年6月から同年8月までの期間を41万円、同年9月を36万円、同年10月から6年10月までの期間を41万円、同年11月から8年9月までの期間を36万円、同年10月から9年6月までの期間を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から9年7月1日まで
オンライン記録では、A株式会社に勤務していた平成2年9月から9年6月までの標準報酬月額が実際の給与支給額より著しく低い。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成2年9月から4年8月までの期間が13万4,000円、同年9月から9年6月までの期間が15万円となっているが、申立人の標準報酬月額記録について、A株式会社の元事業主は、「12年前に会社を整理してしまい書類等が全く無い。総務及び経理部門を統括していたのは他界した専務取締役であり、自分は何も分からない。」旨の回答をしている。

しかしながら、申立人が提出したA株式会社に勤務していた期間の給与明細書によると、申立人が申立期間に給与から控除されていた厚生年金保

険料は、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額に対応した保険料よりも多くの金額であったことが確認できる。

ところで、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書上の報酬月額及び保険料控除額から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、平成2年9月を28万円、同年10月を36万円、同年11月を32万円、同年12月を26万円、3年1月から同年3月までの期間を30万円、同年4月から4年5月までの期間を32万円、同年6月から同年8月までの期間を41万円、同年9月を36万円、同年10月から6年10月までの期間を41万円、同年11月から8年9月までの期間を36万円、同年10月から9年6月までの期間を34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、実際の給与支給額を基とした標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A 院における申立期間に係る標準報酬月額の記録が 20 万円となっていたため、病院に問い合わせをした結果、正しい額の訂正届を社会保険事務所（当時）に提出してもらえたものの、厚生年金保険料の納付は認められず、年金額には反映されないとのことであった。事後訂正に係る保険料の納付を認め、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 22 日に 20 万円から 30 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月

額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、事業主から提出のあった賃金台帳により、事業主は申立人が主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していることが確認できる上、事業主は申立人の申立期間に係る当初の届出の誤りを認めていることから、特例法に基づき、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成5年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月21日から同年2月1日まで
オンライン記録では、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成5年2月1日になっているが、同年1月21日から勤務しており、給与明細書があるので申立期間を厚生年金保険被保険者として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社の入社時の平成5年2月から退職時の8年1月までの全期間の給与明細書から、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の給与明細書を検証したところ、入社翌月の平成5年2月から保険料控除が始まり、退職月の8年1月においても保険料控除が行われていることから、A株式会社における保険料の控除は翌月の給与から行われていたものと判断される。

また、A株式会社の事業主が「給与は毎月20日締めで当月末払いである。」と供述しているところ、申立人が提出した平成5年2月分の給与明細書には、所定労働時間200時間(25日)と記載されており、同年2月1日からの入社では、これを満たさないことから、申立人の申立てのとおり、同年1月21日に入社したものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、平成5年2月分の給与明

細書に記載された保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く当時の事業主も死亡しているので不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社C工場）における被保険者資格の取得日は昭和43年9月16日、資格喪失日は47年12月30日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月から44年6月までの期間は2万4,000円、同年7月から45年6月までの期間は2万8,000円、同年7月から46年7月までの期間は3万6,000円、同年8月から47年7月までの期間は4万2,000円、同年8月から同年11月までの期間は4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月16日から47年12月30日まで
昭和43年9月16日付けでA株式会社に入社し、47年12月29日に退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていたが、この間の被保険者記録が欠落している。B株式会社C工場が発行してくれた「厚生年金保険加入・脱退証明書」、厚生年金基金連合会発行の「加入員期間証明書」及びD基金発行の「厚生年金基金加入員証」を提出するので、この間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社C工場提出の「厚生年金保険加入・脱退証明書」、E組合の「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」及び企業年金連合会が保管する「厚生年金基金加入員台帳」の、それぞれの申立人に係る厚生年金保険の資格取得年月日は昭和43年9月16日、資格喪失年月日は47年12月30日となっており、これらのことから判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、B株式会社C工場では、「申立期間当時、厚生年金保険、健康保

険組合及び厚生年金基金の資格取得届及び資格喪失届は複写式の様式を使用しており、健康保険組合及び同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。申立期間当時、申立人と同姓同名、生年月日が同一の者はA株式会社に勤務していない。」と回答している。

さらに、雇用保険における資格の取得日は昭和43年9月16日、離職日は47年12月29日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和43年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年12月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B株式会社C工場の「厚生年金保険加入・脱退証明書」、E組合の「加入員台帳」及び企業年金連合会の「厚生年金基金加入員証」から、昭和43年9月から44年6月までは2万4,000円、同年7月から45年6月までは2万8,000円、同年7月から46年7月までは3万6,000円、同年8月から47年7月までは4万2,000円、同年8月から同年11月までは4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 15 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 41 年 2 月 26 日から 43 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 26 日から同年 10 月 11 日まで
④ 昭和 44 年 10 月 14 日から 45 年 5 月 21 日まで

社会保険庁（当時）から年金加入記録のお知らせがあり、この時、申立期間については脱退手当金として支給されていることを初めて知った。私は、脱退手当金制度があることは知らなかったし、自分で脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無く、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に同被保険者証を再交付したとする記載も無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているほか、未請求となっている被保険者期間の一部は、申立期間①の事業所と同一企業であるなど、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人のすべての厚生年金保険被保険者期間は同一の被保険

者記号番号で管理されていたにもかかわらず、そのうち2回の被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年2月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から12年2月まで
申立期間の国民年金保険料については、免除されていた期間を追納できることを知り、平成13年4月にA銀行B支店の口座から30万円を引き出し、郵便局で納付したはずであり、追納をした記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申請免除期間であったが、平成13年4月にC社会保険事務所（当時）に問い合わせをして金額を教えてもらい、郵便局で納付書により振り込みをしたはずであると主張しているが、オンライン記録では申立人が申立期間の保険料を追納した記録は無い上、申立人の納付場所、納付方法等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を追納したことを裏付ける資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

また、申立人が平成13年4月4日にA銀行B支店の総合口座から30万円を引き出していることが確認できるものの、当該金額が申立期間の国民年金保険料を追納するために使用されたとする事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から58年6月まで
申立期間の国民年金保険料は、先妻が納付してくれたはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その先妻が納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない上、申立期間の保険料を納付したはずであるとするその先妻も、申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻が、A市役所B支所（現在は、C事務所）で夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻がA市役所B支所で月々納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年12月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるどころ、申立人の主張は月々納付したとするものであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、一緒に納付したとするその妻も申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の妻の友人が申立期間の国民年金保険料を納付したと証言しているものの、申立期間の保険料をその妻と一緒に納付していたことまでは確認できず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、A市役所B支所（現在は、C事務所）で夫婦二人分を一緒に納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所のB支所で月々納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年12月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるところ、申立人の主張は月々納付したとするものであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、一緒に納付したとするその夫も申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の友人が、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと証言しているものの、申立期間の保険料を申立人と一緒に納付していたことまでは確認できず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、平成3年ころに国民年金保険料の申請免除制度があることを知り、申立期間は学生であったことから、3年にA市役所国民年金課の窓口において、申立期間を国民年金受給資格要件である25年以上の加入期間を満たすための合算対象期間とする申請免除手続を行った。その際、窓口の職員からは「申請を出すことによって年金を受ける資格を満たす期間には算入できる」と説明を受けたが、手続を行ったことを証明するものは何も発行してもらえず、年金受給請求時に口頭で説明するよういわれた。申立期間が未加入期間となっていることから、合算対象期間となることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年ころに国民年金保険料の申請免除制度があることを知り、申立期間は学生であったことから、3年ころにA市役所国民年金課の窓口でさかのぼって申立期間の申請免除を受け付けてもらったとしているが、申立人が学生であったとする申立期間当時、申立人はB市に居住しており、3年ころに別の市町村であるA市において、さかのぼって4年分の申請免除手続を行うことは制度上不可能であり、A市役所国民年金課が申立期間の申請免除手続を受け付けたとは考え難い。

なお、申立人が申請免除手続を行ったとしている申立期間について、申立人は、当該手続を行うことにより年金受給額が増えるとの認識は無く、申立期間を国民年金受給資格要件である25年以上の加入期間を満たすための合算対象期間とするための手続を行ったと申述しており、その申立人の主張は一貫しているところ、その手続を行った当時、A市役所国民年金

課の窓口の職員からは、申請を出すことによって年金を受ける資格を満たす期間には算入できると説明があり、国民年金受給手続時に口頭で当該手続を行ったことを説明するよう言われたが、手続を行ったことを証明するものは何も発行してもらえなかったとしており、オンライン記録上は未加入期間となっていることから、申立期間を合算対象期間として認めてほしいとする申立てを年金記録確認第三者委員会に対して行ったものであるが、年金記録確認第三者委員会は保険料納付の有無等について検討し年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料納付に関する法律の規定の可否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から53年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、20歳になるころ、当時、住み込みで働いていたA地のB店の店主が、給料から天引きし納付してくれたと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、20歳になるころ、当時、住み込みで働いていたA地のB店の店主が給料から天引きし納付してくれたと思うとしているが、給料から天引きされた保険料の金額明細を確認した記憶も定かではなく、国民年金手帳を見た記憶も特に無いとしている上、当時、一緒に働いていた同僚等からの証言も得られず、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期はC市(現在は、D市)に転居後の昭和53年3月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、昭和51年11月に結婚し、その妻は52年3月に当時居住していたE区で国民年金に加入している一方、申立人については、53年3月に、C市に住所を移した時にその妻が国民年金に加入し、新規の国民年金手帳記号番号を取得していることから、その妻には53年3月以前に、申立人が国民年金に加入している認識が無かったことが推測さ

れる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた様子もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年8月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年8月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和50年にA町でB店を開業したころだと思うが、A町役場の職員が2名来て国民年金が任意から強制に制度が変わったから納付してほしいと言って店に来た。その後、妻と話し合っただけで納付書に記載されている金額を再度役場の職員が店に来た時に納付したが、その際、役場の職員から手渡され、大事な物なので大切に保管しておくようにと言われた「領収済通知書」を所持している。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、昭和50年にA町でB店を開業したころだと思うが、A町役場の職員が2名来て国民年金が任意から強制に制度が変わったから納付してほしいと言われ、その後、再度来訪した職員に納付し、その際に受領した「領収済通知書」を所持しているとしているが、申立人の所持している「領収済通知書(納付書の一部)」は、申立人及びその妻の当時居住していたA町の国民年金被保険者名簿の記載によれば、54年7月に発行された第3回特例納付金納付書の一部であることが推定される上、特例納付金は国庫金であることから指定金融機関及び社会保険事務所(当時)しか取り扱わず、A町では当時、特例納付金は取り扱わなかったとしていることから、50年ころ集金に来た役場の職員に納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、所持している申立期間の保険料の上記「領収済通知

書」が受領印を押していないものの、納付の際、役場の職員から手渡されたものであり、納付の証拠であるとしているが、平成 21 年 5 月に社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料の納付について相談に行った後、A 町にも同様の相談に行っており、その際、昭和 54 年 7 月に A 町で開催された相談会の席で受領したと思われる特例納付金納付書中の 3 枚綴りの一部である「納付書・領収証書」を別途持参しており、これにも「領収済通知書」と同様受領印が押されていないことから、申立人は 3 枚綴りの納付書のうち受領印の無いこれら 2 枚を所持していることになり、受領印の無い「領収済通知書」を所持していることをもって、申立期間の特例納付金を納付したものと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月から61年3月まで

申立期間について、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を私が納付していたはずであり、申立期間の昭和60年と61年の確定申告書の社会保険料控除欄に国民年金保険料の金額の記載がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに納付したとしているが、申立期間前後の納付記録では申立人夫婦共に過年度納付や現年度納付が可能な最終月に1年度分の保険料をまとめて納付していることがうかがえ、申立人の主張と相違している。

また、申立人から提出があった昭和60年及び61年の確定申告書（控）に記載された国民年金保険料の金額についても、申立人は、「実際の領収証の金額を見て書いてないかもしれない」と申述しており、申立人の納付行動を考え併せると、当該確定申告書（控）に記載された国民年金保険料の金額が申立期間の保険料であったと推認することは困難である。

さらに、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間については未納である上、ほかの年の確定申告書（控）の提出も無いことから、申立期間を納付したとする周辺事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年10月までの期間及び60年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年10月まで
② 昭和60年3月から61年3月まで

申立期間①については、厚生年金保険の資格を喪失後は国民年金に加入し保険料を納付していたはずであり、申立期間②については、夫が夫婦分一緒に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間②の昭和60年と61年の夫の確定申告書の社会保険料控除欄に国民年金保険料の金額の記載がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後は、国民年金に加入し保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人は、結婚し被扶養者であったことから申立期間①は任意加入期間であり、また、オンライン記録では昭和46年11月1日に任意加入しており、任意加入時点からさかのぼって納付できないことから、申立期間①の保険料を納付したとするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、夫婦一緒に申立期間②の国民年金保険料を3か月ごとに納付したとしているが、申立期間②前後の納付記録では、申立人夫婦共に過年度納付や現年度納付が可能な最終月に1年度分の保険料をまとめて納付している状況がうかがえ、申立人の主張と相違している。

また、申立人から提出があったその夫の昭和60年及び61年の確定申告書（控）に記載された国民年金保険料の金額についても、申立人の

夫は、「実際の領収証の金額を見て書いてないかもしれない」と申述しており、申立人の納付行動を考え併せると、当該確定申告書（控）に記載された国民年金保険料の金額が申立期間②の保険料であったと推認することは困難である。

さらに、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間②については未納である上、ほかの年の確定申告書（控）の提出も無いことから、申立期間②を納付したとする周辺事情もうかがえない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成19年3月まで
申立期間については、昭和48年4月19日に国民年金に任意加入し、61年4月から第3号被保険者となったが、A町役場から国民年金保険料の納付書が届いたため、将来少しでも多くの年金がもらえるようになればいいと思い任意加入資格を喪失せず、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が第3号被保険者期間のみとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月19日に国民年金に任意加入し、61年4月から国民年金の第3号被保険者として資格を取得する一方で、国民年金の任意加入資格を喪失せず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人のオンライン記録では、61年4月1日に任意加入資格を喪失し、同日に第3号被保険者として資格を取得しており、また、A町保管の申立人の国民年金被保険者名簿でも、同様に61年4月1日に任意加入資格を喪失し、同日に第3号被保険者の資格を取得した記録が確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間中の住所の移動も無く、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない上、申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年2月までの期間及び58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から53年2月まで
② 昭和58年5月から61年3月まで

申立期間①についてはA市で任意加入手続をし、国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、自ら任意加入資格を喪失した記憶は無く、申立期間①に引き続き加入して保険料を納付していたはずである。当時の家計簿を一部保管しており、国民年金保険料額が記載されていることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市で国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金への任意加入年月日は申立期間後の昭和53年3月23日であり、その時点では、申立期間①はさかのぼって納付することはできず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間①の保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立人保管の家計簿にも、申立期間①の保険料を納付したことを確認できる記録は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間①に引き続き国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の任意加入資格は昭和58年5月19日に喪失しており、その記録は申立人保管の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）にそれぞれ記載があり、また、申立人保管の家計簿にも申立期間②の保険料を納付したことを確認できる記録は見当た

らないことから、申立期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から同年7月までの期間及び56年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年3月から同年7月まで
② 昭和56年11月から61年3月まで

申立期間①について、18歳で会社に入社して厚生年金保険に加入し2年後に退職した後、A市役所で国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、昭和52年8月から56年11月まで会社に勤務し退職した後、家事手伝いをしながら習い事をしており、申立期間①と同様に国民年金に加入し、自分の預金から保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、18歳で会社に入社して厚生年金保険に加入し2年後に退職した後、A市役所で国民年金に加入して国民年金保険料を納付したとしており、申立期間②については、昭和52年8月から56年11月まで会社に勤務し退職した後、家事手伝いをしながら習い事をしており、申立期間①同様に国民年金に加入し、自分の預金から保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、申立期間後の63年6月であることから、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間となる。

また、申立人の別の国民年金手帳記号番号はA市では払い出されておらず、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から50年12月まで
昭和46年7月から平成7年7月まで国民年金保険料の納付を続けてきた。申立期間については、A市役所の方がさかのぼって納付できる方法を教えてくれたので、2年間ほどさかのぼって分割で納付したと記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の納付に関し、A市役所の職員がさかのぼって納付できる方法を教えてくれたので、2年間ほどさかのぼって分割で納付したと主張しているが、納付を始めた時期やいつまでさかのぼったかの記憶が曖昧であるとともに、申立人の納付記録によると、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料は、53年7月及び同年8月に過年度納付した記録があることから、この納付の記憶と申立期間の納付とを混同している可能性も否定できない。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、「手帳送付 53.6.20」の記載があることから、申立人は、昭和41年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、53年6月20日に再取得したものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年3月まで

私は、昭和43年5月に弟と一緒にA区に転居した。区役所に転居届を提出した時に区役所職員の勧めで国民年金の加入手続をし、その時現金を所持していたので国民年金保険料を納付した。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月にA区に転入した際、国民年金に加入し同時に現金で保険料を一括納付したと申し立てているが、申立人がA区に転入した形跡が見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは45年9月ころと推認され、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人は、45年9月ころB市で国民年金に加入したと考えるのが自然である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和45年度印紙検認記録欄の昭和45年4月から46年3月までの保険料納付欄に「45.10.5」の記載があることから、同日に45年度分の国民年金保険料を一括して納付したものと推認され、申立人はこのことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月、同年10月及び47年7月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月及び同年10月
② 昭和47年7月から48年7月まで

昭和46年9月に、同居人（現在の夫）と一緒にA市のB地にある出張所に行って厚生年金保険から国民年金への切替手続きをし、国民年金保険料もすぐに同出張所で納付し始めた。C市に引っ越した時も、夫と一緒にD市役所に行って住所変更手続きをし、すぐに保険料を納付し始めた。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月にA市のB地にある出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きをし、C市に引っ越した47年7月に市役所で住所変更手続きをして、いずれもすぐに国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、保険料の納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市及びC市において、申立人の国民年金加入記録及び保険料納付記録は確認ができない上、申立人は、申立期間について、国民年金手帳の交付を受けたか否かについての記憶が定かでなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から61年3月まで

私は会社を退職後にA店を開業した。A店の修行の間は国民年金加入手続をしなかったが、昭和54年8月に独立した際に妻がB町役場で加入手続を行い、保険料も妻が自分の分と一緒にB町役場で納付書により納付してくれた。その後に銀行で納付するようになってからも同様に妻が納付していたことから、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に独立した際に国民年金加入手続をしたと申し立てているが、申立人が年金手続の際にB町役場から渡された国民年金手帳には申立人が初めて被保険者になった日が61年4月1日と記載されている上、申立人は、ほかに国民年金手帳を所持したことは無いと述べており、住居の移転も無く別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の加入状況に関する記憶に齟齬がある。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、国民年金加入手続当時にまとめて納付した記憶が無いと述べている上、申立期間は80か月と長期間である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は叔母から勧められ国民年金の加入手続をした。どこで加入手続をしたかは忘れたが、申立期間については毎月自宅にA区の職員が集金に来ていたことを覚えている。申立期間が未納期間であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の制度開始時から国民年金保険料を毎月自宅に来ていたA区の職員に納付していたと申し立てているが、申立人は国民年金加入時期や加入場所を覚えておらず加入状況が不明である上、国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の被保険者の記号番号払出日及び申立人の年金手帳発行日付から40年7月ころと推認され、払出時点からすると、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立期間以後に未納期間がある上、申立期間は48か月と長期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から52年6月まで

申立期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険被保険者期間であったが、以前から加入していた国民年金被保険者資格喪失手続きをしないまま、国民年金保険料を納付していた。その後被保険者資格喪失の手続きを行い、還付請求についての通知を2回受け取ったと記憶しているが、そのうちの1回の通知内容は、還付請求については期間が定めてあり、私の場合は還付の適用にはならなかったというような記載内容であったので、還付金を受け取れないものだと思ったため、当時還付金は受け取らなかった。その後、平成20年3月にねんきん特別便が届き、申立期間の国民年金保険料を納付していたことについて、B社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の保険料は還付済みであるとのことだった。還付金を受け取った記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたが、国民年金被保険者資格喪失手続きをしないまま、国民年金保険料を納付していたところ、申立人のオンライン記録において、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録から申立期間の納付済みである国民年金保険料について、昭和52年10月13日に還付の決議が行われたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の還付請求についての通知を2回受け取ったとの記憶から、1回目の通知は、還付・充当通知書及び還付請求書であったと推測され、B社会保険事務所では、還付の決議がされたものの、還付の有無については、不明であるとしていることから、2回目の通知は

申立人の申立期間の保険料の還付を受ける権利は消滅時効により失権した旨の文書が送付されたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

なお、申立人は、既に消滅時効により還付できない国民年金保険料について還付するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料納付に関する法律の規定の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年10月まで

申立期間は、自分で会社を創業するために準備等をしていた期間で厚生年金保険に加入していなかったため国民年金に加入する必要があった。

また、当時は二人の子供がたびたび病院に通っていたので、国民健康保険に加入していたことをはっきりと覚えており、併せて、国民年金に加入し、保険料を納付していたと記憶しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料額、納付方法及び国民年金手帳の形状等についての具体的な記憶が無く、国民年金加入の状況や保険料納付の状況が明確ではない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない。

また、申立期間において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかの記号番号が払い出された記録も見当たらない。

さらに、当時の住所地のA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録が見当たらない。

加えて、申立人の妻は申立期間当時、強制加入の期間であったが、その妻も国民年金に未加入であるなど、申立内容を裏付ける合理的な説明が得られない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情や関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年11月から61年9月まで

国民年金保険料収納記録についてA社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和56年11月から61年9月までの納付記録は確認ができないとの回答であった。

申立期間のうち、昭和56年11月から59年10月までの期間は、B区の有限会社Cに勤務していたが、会社は厚生年金保険に未加入であったので給与から国民年金保険料を天引きされていた。

また、申立期間のうち、昭和59年10月から同じB区の株式会社Dに勤務したが、同社も入社当時は厚生年金保険に未加入であり、61年9月から厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入しており、給与から保険料を天引きされていた。

いずれも、国民年金保険料を事業所が納付していたのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を勤務先の事業主が給与から控除して納付していたと述べているところ、申立期間のうち、昭和56年11月から59年10月まで勤務したとする有限会社Cの事業主は、「創業時から雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、自分も国民年金の加入者で保険料を妻が納付しており、勤務者の給与から国民年金保険料を控除して申立人に代わって納付したことはない。」と回答している上、59年10月から61年9月まで勤務した株式会社Dの事業主も、「当社は、38年9月1日から厚生年金保険の適用事業所であり、被保険者資格の取

得は任意加入だったものの、勤務者の給与から国民年金保険料は控除していない。」と回答しており、申立期間に係るいずれの事業主も申立人の国民年金保険料の給与からの控除及び納付を否定していることから、当該期間の保険料は納付されていなかったものと認められる。

また、申立人は、昭和 51 年 3 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間に居住した E 区及び B 区を管轄する社会保険事務所（当時）に照会したものの、国民年金手帳記号番号の払出しは確認されず、申立人自身は国民年金保険料納付に関与していない上、申立期間以前に同居していたその両親も他界していることから、加入手続及び保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、申立期間の国民年金の保険料額等についての記憶も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年8月までの期間及び54年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年8月まで
② 昭和54年11月

60歳までに25年以上の納付期間がないと国民年金はもらえないと昭和44年か45年ころから始めたアルバイトで知り合った友人に聞いていた。将来への不安があったため、会社を辞めてから1週間後くらいの48年8月ころに、35歳ならまだ間に合うと思い、A市役所B支所で任意加入の手続をした。手帳は茶色だったような気がする。保険料は、毎月かどうかわえていないが、支払期ごとに支払用紙のようなものが届き金融機関で納付した。月額か1回の支払の金額かは覚えていないが、当初の保険料の金額は450円であったことだけはよく覚えている。申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A市では、納付書の様式は1枚で4期分の国民年金保険料を納付できるものであるとしており、支払期ごとに届いたという申述と符合しない。

また、申立人は、昭和49年9月に任意加入の国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間①の期間は制度上保険料納付はできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

2 申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年11月30日である上、53年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失し、54年12月1日に再取得していることが確認できることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できな

い。

- 3 申立人は、国民年金の加入や被保険者資格の得喪届に関する手続きについての記憶があいまいである上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2930 (事案 1192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 47 年 12 月まで
昭和 45 年 3 月ころ A 区から B 町に引っ越し住民登録をして国民年金保険料を地区の区長に納めた。48 年 1 月には直接役場へ行って国民年金手帳の住所変更と妻の国民年金加入手続をした。
確かに納付したはずの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその妻の国民年金手帳、特殊台帳及び B 町の国民年金被保険者名簿のいずれにも昭和 48 年 2 月 26 日に A 区から B 町 C 地に住所変更した記録があることから、国民年金の住所変更手続がなされていなかったことにより、B 町では国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認されるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の区長は国民年金保険料を預かっても領収書を出さないこともあったと B 町役場でも認めていると主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から15年2月まで

私は、申立期間当時の保険料を1年に1回くらい訪ねて来た社会保険事務所（当時）の徴収員に納付していた。申立期間直後の平成15年3月から17年4月までの期間は領収書があったので記録訂正された。申立期間の領収書は見つからなかったが、確かに納付しており、領収書が無いことだけを理由に認められないというのは理不尽である。

絶対に納付したものが未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、納付した期間、保険料額、回数などを覚えていないなど、納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料は訪ねてきた社会保険事務所の徴収員に納付し、自身で納付手続を行ったことはないとしていること、A年金事務所では、徴収員の保険料徴収は定期的に行われていたものではないとしていること、及び申立期間直後の平成15年3月から16年6月までの国民年金保険料は時効間際の17年4月14日に納付されていることからすると、申立期間について、徴収員が徴収に訪れなかったために保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間当時経済的に困っておらず未納であるはずがないとしているが、申立期間直後の平成15年3月から17年4月までの保険料を17年4月以降に過年度納付しており、申述と符合していない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料について、夫の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月28日に払い出されており、同番号の払出後に申立期間直後の47年4月から同年12月までの保険料を第2回の特例納付により納付していること、昭和49年度は現年度納付、48年1月から49年3月までの保険料は50年9月に過年度納付していることから、申立人は、50年4月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、申立人の夫が納付済みであるから申立人の国民年金保険料も納付したと主張しているが、特例納付した時点で、年金受給権を発生させるために申立人は昭和47年4月から、申立人の夫は40年4月から保険料を納付すれば60歳には年金受給権を満たす300月となることから、それぞれ必要な期間までの保険料を特例納付したものと推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、65歳になって年金の請求に行った際、35年くらいの期間の国民年金保険料を納付したつもりでいたが、ねんきん特別便が来て申立期間が未納とされていることが分かった。保険料は、区役所の人が集金に来ていたので納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金に来た区役所の職員に納付したと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳の納付記録には、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年11月から43年3月までの期間には検認印が無い上、同手帳の昭和43年度以降には検認印が押されており、印紙検認方式で納付されているにもかかわらず、申立人は、印紙の記憶が無いなど具体的な納付状況が曖昧である。

また、保険料の納付開始時期である昭和43年4月から同年6月までの保険料が納付された同年6月4日時点で申立期間のうち、37年4月から41年3月までの保険料は時効により納付できず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記憶及び特例納付により納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人の妻の国民年金保険料も、申立期間は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで
私は、ねんきん特別便が来て申立期間が未納とされていることが分かった。国民年金保険料は、区役所の人が集金に来たので納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金に来た区役所の職員に納付したと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳の納付記録には、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年11月から43年3月までの期間には検認印が無い上、同手帳の昭和43年度以降には検認印が押されており、印紙検認方式で納付されているにもかかわらず、申立人は、印紙の記憶が無いなど保険料の具体的な納付状況が曖昧である。

また、保険料の納付開始時期である昭和43年4月から同年6月までの保険料が納付された同年6月4日時点では、申立期間のうち、47年4月から41年3月までの保険料は時効により納付できず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記憶及び特例納付により納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫の国民年金保険料も、申立期間は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から50年3月まで

私は、A市に転居した昭和45年ころ、夫婦一緒に国民年金に加入した。加入手続は、私一人か元妻(B)と一緒にC市役所で行った。

国民年金保険料については、元妻が同市役所で夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市役所で国民年金加入手続をし、その元妻(B)が同市役所で納付書に現金を添え保険料を納付していたとしているが、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月20日ころ夫婦連番で払い出されており、払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付にほとんど関与しておらず、保険料を納付してくれていたとするその元妻も、申立期間の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、具体的な証言は得られないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、一緒に納付していたとするその元妻も同期間は未納である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和44年10月にA町（現在は、B市）に転居した時に国民年金加入手続をし、集金に来た自治会役員に保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料は、A町役場で加入手続をした時か、その後に集金人から教えられたのかはよく覚えていないが、未納期間をさかのぼって納付できると教えられたので、2年間さかのぼって納付した。

納付手続は夫が行い、その時に夫も未納期間があったので納付しようとしたが、夫の未納期間は2年より前の期間なので納付できないと言われた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月にA町に転居した時に国民年金加入手続をし、過去の未納期間の国民年金保険料を納付できると教えられ、2年間さかのぼって保険料を納付したとしているが、申立人が所持している昭和41年度、42年度及び43年度の各年度に係る過年度保険料の、3枚複写の「納付書・領収証書」のいずれにも領収印が押されておらず、未使用であることが認められることから、同納付書・領収証書により申立期間の保険料を納付しなかったと推認される。

また、申立人の過年度保険料を納付したとするその夫は、納付した時期及び保険料額についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 5 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 5 年 1 月まで

私の国民年金の加入手続や保険料納付はすべて夫がしてくれていた。夫は几帳面な性格で、私の年金についても気を配ってくれていたため、将来を見据えて私が 45 歳のときに国民年金の任意加入手続をしてくれた。夫は既に他界して詳細は分からないが、申立期間についても手続して、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納にされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、その夫は既に他界し、申立人は高齢で事情を聴くことができないため、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は 60 歳以降の期間で、国民年金保険料を納付するためには高齢任意加入の手続をする必要があるが、申立人の加入手続は平成 5 年 2 月 24 日であることが A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は無資格期間であり、保険料を納付できず、60 歳時点で加入手続を行ったことがうかがわれる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月25日から43年1月1日まで
私は、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、株式会社Aにおける資格喪失日が昭和41年11月25日となっている旨の回答を受けた。同社を退職してすぐに自営業を始めるので、B市役所に行って国民年金の加入申請を行った。その時、申請した国民年金の資格取得日は43年1月1日であることから、間違いなく前月まで勤めていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和41年5月1日に入社し、42年12月31日に退職するまで継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿で確認できる被保険者10人（申立人を含む。）のうち、連絡のとれる5人に同僚照会したところ、二人から回答があったが、そのうちの一人は、申立人の具体的な勤務期間の記憶は無いが、当該回答者（退職日は昭和42年10月1日）より前に退職したとしており、もう一人は、申立人の勤務記憶はあるものの、具体的な期間までは記憶していないとしている。残り3人からは、回答を得ることはできなかった。

さらに、上記名簿から申立人が昭和41年5月1日に資格を取得し同年

11月25日に資格を喪失していることが確認できるとともに、健康保険の整理番号に欠番は無く、事業所の事業所別被保険者名簿の記載に不自然さはみられない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月下旬から同年 6 月 1 日まで
申立ての期間は株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書は無いが厚生年金保険料は給与から天引きされていたと記憶しているので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 43 年 4 月 1 日から株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかし、当時の適用事業所索引簿によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和 43 年 6 月 1 日から 49 年 7 月 31 日までであることが確認できる。

また、i) 元代表取締役役に照会したところ、申立期間当時は、従来の委託やパート社員から正社員中心の業務執行体制に切り換えた時期であり、社員が増加し、厚生年金保険加入の要望も多かったことから、昭和 43 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険適用事業所の申請を行ったと供述していること、ii) 当時の同僚に対して照会したが、申立期間に厚生年金保険料の控除がなされていたことをうかがわせる供述などは無かったこと、iii) 当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存していないこと、などにより申立内容の事実を確認できる資料や供述が得られなかった。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険番号*番の被保険者の資格取得日は昭和 43 年 6 月 1 日となっており、申立人は*番において資格取得が同日、喪失日は 44 年 10 月 15 日

と明確に記載されており、訂正や不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 21 日から 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 20 日から 56 年 3 月 25 日まで
③ 昭和 61 年 9 月 1 日から平成 5 年 9 月 10 日まで

申立期間①は、A株式会社B営業所（当時、C市に所在したが現在は閉鎖。）に勤務していた。同僚にその後所長になったD地出身のF氏がいた。

申立期間②は、E地のG（又はH）社に勤務した。同社の事業主はI（又はJ）氏で会社の近くに住んでいたが、当時の同僚は覚えていない。

申立期間③は、K地の株式会社Lに勤務した。入社当時には厚生年金保険に加入していなかったが、昭和 61 年 9 月 1 日から厚生年金保険に加入して被保険者資格を取得した。

申立期間①、②及び③のいずれも給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶していたのに被保険者記録の確認ができないというのは、納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立人の勤務状況について、雇用保険の被保険者記録は確認されないものの、同僚の供述により、A株式会社B営業所への勤務（期間は不明）について推認される。

しかし、A株式会社の事業主は、「申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について、当社B営業所は既に閉鎖されており、人事記録等は法定保存期間を経過して廃棄されており不明。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認することができなかった。

また、申立人は、「入社後に疾病治療のためM市のN病院に入退院を繰り返して退職日をよく覚えていない。」と供述していることから、同病院に入院期間及び加入健康保険名を照会したものの「記録の保存期間を経過しており不明。」との回答で、申立人の申立期間①に係るA株式会社B営業所における勤務期間及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①前後の健康保険の整理番号に欠番は無く、同僚10人に照会したところ、二人の同僚は「当該事業所は、入社後に試用期間があり厚生年金保険の被保険者の資格の無い期間があった。」と供述している。

加えて、被保険者記録により、申立人が申立期間①において国民年金の被保険者である上、当該期間が保険料の法定免除期間であったこと確認できる。

- 2 申立人は、申立期間②についてG社に勤務していたと供述しているものの、雇用保険の被保険者記録は確認されない上、O会及びE地区周辺の同業者に照会したが「当該事業所について記憶が無い。」と供述していることから、当該期間における当該事業所に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認することができなかった。

また、G社の事業主であったI氏について、申立人は名前を覚えていないことから連絡先が不明であり、登記簿謄本を申請したものの「該当事業所が見当たりません。」との回答で、P区内に当該事業所が確認されず事業主照会をすることができなかった。

さらに、オンライン記録でG社が厚生年金保険の適用事業所であったことの確認ができないことから、同名又は類似の名称の事業所検索をしたもののP区内所在の「G社」は確認されなかった。

加えて、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから同僚照会をすることができなかった。

- 3 申立人の申立期間③における株式会社Lにおける勤務について、事業主は、「記録が保存されておらず不明であるものの、申立人の平成4年の運転免許証更新の際の住所が当社であるならば、社内に寮があったことから勤務していた。」と供述しており、申立人が当該事業所に勤務（期間は不明）していたことが推認される。

しかし、株式会社Lの事業主は、申立人の申立期間③における厚生年金保険の被保険者資格の取得について、「記録の法定保存期間がすぎており不明である。なお、厚生年金保険の事務手続については、Qに業務

を委託していたことから照会したものの記録が無いと回答があった。」と供述しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除は確認ができなかった。

また、申立人は、「株式会社Lが厚生年金保険の適用事業所の届出をしたのは昭和 61 年 9 月からであり、入社から同年 9 月までの期間は、国民年金保険料を給与から控除されていた。」と供述しているものの、事業主は、「i) 当該事業所は、自分の親が事業主であった昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所の届出をしており、勤務者の給与から国民年金保険料を控除したことは無い。ii) 申立期間③当時、勤務者の中には、厚生年金保険料を含む社会保険料を給与から控除すると手取額が少なくなることを嫌う例があったことから、入社時に厚生年金保険の被保険者の資格取得を任意に選択させていた。」と供述している。

さらに、株式会社Lの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間③前後の健康保険の整理番号に欠番は無く、同僚 10 人に照会し回答した 3 人のうち二人は、「株式会社Lは、厚生年金保険被保険者の資格取得については任意加入であった。」と供述している。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 6 年 3 月まで

昭和 57 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで、A 市の B 株式会社に勤務していたが、一度退社し、平成 2 年 4 月から 6 年 3 月まで再び同社に勤務した。

しかし、2 回目の勤務期間の社会保険の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社が保存していた、平成 5 年 9 月 25 日付けの申立人に係る退職金明細書及び同社の回答により、申立人は、昭和 62 年 12 月 1 日から平成 5 年 9 月 25 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同社に残っていた平成 3 年 4 月から 5 年 9 月までの申立人に係る給与台帳では、申立人の給与から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料は控除されていないことが認められる上、申立人が当時から現在に至るまで居住している C 町の国民健康保険加入記録で、申立期間を含む昭和 62 年 2 月 26 日から平成 6 年 4 月 22 日までの期間は、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

なお、同社では、申立人は、正社員であったとしており、原則として正社員は社会保険に加入させているとしているところ、申立人を当該期間において社会保険に加入させていなかったことについては、当時の詳しい資料が残っておらず、当時の担当者も記憶に無く、詳細は不明としているが、当時の同僚に対する照会では、正社員であれば基本的に厚生年金保険に加入させるが、本人の希望があれば加入しない取扱いもあったとする供述がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月ころから同年7月ころまで
社会保険事務所(当時)の記録では、昭和26年1月ころから同年7月ころまで勤務していたA株式会社(現在は、B株式会社)の記録が抜けているが、この事業所で知り合い、後に結婚をした夫の厚生年金保険被保険者記録はあるのに、私の被保険者記録がないのは納得できないので、この期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A株式会社で勤務していたことは、当時の同僚3人が「申立人が、同社で職人の補助として勤務していたことを記憶している。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

また、申立人が供述している一人の同僚について、申立人は、「私と同僚は、同時期(昭和26年1月)に入社し、退社(26年7月)もほぼ同じ時期か私の方が少し早かった。」と供述していることから、当該同僚の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により確認したところ、当該同僚は、25年11月1日に被保険者資格を取得し、26年5月28日に資格を喪失していることが確認できるものの、申立人の申立期間について、申立人に明確な記憶が無く、また、当該同僚に申立人の勤務実態を確認したところ、「申立人の正確な入社や退社時期は覚えていない。」と供述しており、勤務期間を特定することができなかった。

さらに、B株式会社は、「A株式会社の当時の資料が保存されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について、確認ができ

ない。」と供述している。

加えて、被保険者名簿で確認できる同僚に、厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答のあった8人のうち二人の同僚について、文書照会の回答及び被保険者名簿の記録から、入社日より1か月くらい後に資格を取得していることが確認でき、また、当時同僚であった申立人の夫も、入社日より3か月くらい後に資格を取得していることが確認できる。

また、被保険者名簿から、申立人が入社したとする昭和26年に資格を取得した者は、4月1日に一人、5月1日に34人、5月14日に二人、6月10日に二人、7月1日に17人確認できるが、前述の4月1日、5月1日及び5月14日付けで資格を取得している37人の資格取得手続は、すべて同日に行われていることが、新規に厚生年金保険の資格を取得した被保険者の厚生年金保険の記号番号が連番で払い出されていることにより確認できることから、同社は、当時、採用後すぐに資格取得の手続を行わず、一定期間内に採用した者を後日まとめて加入手続していたことが認められる。

さらに、回答のあった8人の同僚は、いずれも厚生年金保険料控除について明確な記憶は無い。

加えて、被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 21 日まで
A株式会社に入社以来、同社B営業所で退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は無く、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用については不明としており、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の記録をみると、申立人は、同社において、昭和 36 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失し、37 年 6 月 21 日に再度被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している。

なお、申立人が一緒にA株式会社B営業所に異動したとする同僚の上記被保険者名簿の記録は申立人と同じ被保険者資格喪失日及び取得日となっている上、年金事務所では、事業所記号簿に、A株式会社B営業所名の適用事業所は確認ができないとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 36 年 8 月まで
申立期間は株式会社A (B区) に勤めており、昭和 33 年 1 月ごろ、社長の奥さんから口頭で、全員保険に入ったと聞いていたので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の役員の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、年金事務所では、適用事業所名簿に株式会社Aの名称は無いとしており、当時の役員も厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

また、株式会社Aは既に閉鎖し、当時の事業主も死亡している上、申立人が一緒に働いていたとする同僚4人と同じ氏名の者の被保険者記録をオンライン記録で確認したが、株式会社A又はそれに類似した事業所の被保険者記録は無く、そのうち二人は、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。

なお、申立事業所と同じB区内にある名称が類似した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間についても確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日まで
勤務先の株式会社Aに、平成 2 年 1 月 31 日に退職する旨の退職届を提出し受理されたが、年金記録をみると資格喪失日が同年 1 月 26 日となっており、厚生年金保険の加入期間に 1 か月の空白が生じている。この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業主宛に平成 2 年 1 月 31 日に退職する旨の退職届を、総務担当宛に「退職に際しての社会保険・雇用保険等の手続についてのお願ひ」の文書を、元年 12 月 5 日に提出しており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 2 年 2 月 1 日であると主張している。

しかしながら、株式会社Aでは、申立期間当時の在籍期間等に関する資料が無く、当時の勤務実態等については不明であり、当時の退職届等も保存しておらず事実関係を確認することはできないとしていることなどから、同社がこれら文書に沿った退職手続を行ったか否かは確認ができない上、同僚に対しては、申立人の意向で照会ができなかった。

また、オンライン記録によると、申立人の健康保険証の回収日は、平成 2 年 1 月 30 日となっていることが確認できる。

なお、オンライン記録において、株式会社Aを平成 2 年に退職した者 32 人（申立人を含む）の被保険者資格喪失日を見ると、一人が同年 10 月 17 日となっている以外は、各月の 26 日が資格喪失日となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 10 月 25 日まで
株式会社Aに昭和 57 年 5 月 1 日に入社したが、社会保険事務所（当時）の被保険者記録照会回答票では、同年 10 月 26 日が同社での資格取得日になっているので申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険適用等については不明としており、同僚からも、申立人の申立期間の保険料控除について供述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時の株式会社Aの役員は、申立期間当時、3か月以上の試用期間（厚生年金保険に加入しない期間）があったと供述しており、同僚からも、同社では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続は行っておらず、自分も入社時から数か月の未加入期間があるとの供述があった。

さらに、申立人のB基金における株式会社Aに係る被保険者資格取得日は、申立期間以降となっている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の記録は見当たらない。

なお、株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録をみると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日に被保険者資格を取得している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月12日から40年2月5日まで
② 昭和40年2月15日から同年4月8日まで
③ 昭和41年10月1日から42年2月5日まで

最初に勤務した株式会社Aを退職した際には、庶務から脱退手当金の手続書類を受け取って社会保険事務所（当時）で手続を行った記憶があるが、有限会社Bを退職した際には、会社から何も知らされていないうえ、私自身も手続を行っていない。有限会社Bでは、私の旧姓であるC姓を知っているはずもないにもかかわらずD株式会社や株式会社Eの分も脱退手当金支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がある上、支給金額に計算上の誤りは見当たらない。

また、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであることを考えると、株式会社Aで脱退手当金を請求した後の厚生年金保険被保険者期間である申立期間①、②及び③のすべての被保険者期間が請求されていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間③に係る事業所を退職後の昭和42年10月23日に重複取消処理されたことが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年9月4日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複取消が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人に照会しても請求・受給した記憶が無いというほか
に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 2 日まで

私は、申立期間にA株式会社（現在は、B株式会社）C営業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、その時の厚生年金保険は一時金で受け取ったことになっている。

しかしながら、当時は同社を退職後、D町（現在は、E町）にあった実家に帰っており、受給した記憶は無いので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁に保管されている申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された当時の脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の氏名・捺印及び脱退手当金の振込希望金融機関名として申立人の当時の住所地にあったF銀行G支店の普通預金口座番号が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、当該金融機関に脱退手当金を国庫金として送金されたことが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、当時のA株式会社C営業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 22 日から 46 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録によれば、A株式会社勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることになっているが、自分には受給した記憶が無く納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社において昭和44年から49年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の支給要件を満たす者19人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている。

また、複数の同僚によれば、退職するときに当該事業所から脱退手当金について説明があったとしており、申立人と同日に資格喪失した者（1名）の脱退手当金の支給決定日は申立人の支給決定日と近接しているほか、同一資格喪失日の者で同一日に支給決定されている者が見受けられることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年9月9日に支給決定されているなど、一

連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 9 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 12 月 8 日まで株式会社 A（現在は、株式会社 B）本店 C 部に所属し、同社 D 支店開設準備員として勤務していた。同社本店 C 部に係る資格喪失時標準報酬月額は 6 万円であるのに、同社 D 支店に係る資格取得時標準報酬月額は 5 万 2,000 円と記録されている。報酬月額の減額は考えられず、明らかな間違いである。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び同僚が保管していた名簿により、株式会社 A の D 支店開設準備員として勤務していた同僚 20 人が判明し、その全員が、申立人と同様に、昭和 41 年 12 月 9 日付けで同社本店 C 部に係る資格を喪失し、同日付けで同社 D 支店に係る資格を取得していることが確認できる。

また、上記 20 人に照会したところ、回答のあった同僚 13 人のうち 9 人は、「株式会社 A 本店 C 部付の期間は、同社 D 支店開設準備員として勤務していた時期であり、同社 D 支店への異動に伴う標準報酬月額に違いは全くなかったはずである。」と供述している。

しかしながら、オンライン記録により、同僚 20 人中 13 人の株式会社 A の D 支店に係る資格取得時標準報酬月額は、申立人と同様、従前の同社本店 C 部に係る資格喪失時標準報酬月額より低額となっていることが確認できる上、申立人と年齢及び職位がほぼ同じである同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額に差異が無いことが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても標準報酬月額の記事内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、昭和42年8月に標準報酬月額を6万円とする随時改定が行われているが、仮に申立期間の標準報酬月額が申立人の主張する6万円であったとするならば、標準報酬月額に2等級以上の変動があった場合に行われる当該随時改定には該当しないはずである。

また、事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、詳細は不明であるとしながらも、標準報酬月額の算定には支店開設準備員としての勤務（残業時間等）が関係しているものと思われると回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人の給与から社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然であり、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
高校卒業後、昭和 47 年 2 月 26 日から同年 4 月 30 日まで株式会社 A に勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録ではその間の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A の仕事内容等についての詳細を記憶しており、その供述は同僚の供述とも一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録については、株式会社 A における記録は確認ができないが、申立期間中である昭和 47 年 4 月 4 日には既に B 株式会社において資格を取得していることが確認できる。

さらに、同僚照会の結果、9 人中 3 人が「3 か月程度の試用期間があり、その期間は社会保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」旨の回答をしていることから判断すると、申立人は、試用期間中に退職したために、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除は行われなかったものと推測される。

なお、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 23 日から 62 年 9 月 1 日まで
A 株式会社にて昭和 57 年 9 月 10 日から平成 6 年 2 月 26 日まで継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることが判明したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人が申立期間において、A 株式会社にて勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同時期に A 株式会社において、厚生年金保険被保険者であった 11 人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に 7 人についても被保険者期間の欠落が見受けられ、同社の現在の役員の一人名は、「会社の経営が悪化していた時期があり、在籍社員に話しをして社会保険を脱けてもらったことがあると聞いたことがある。」と供述している。

また、オンライン記録により、A 株式会社における厚生年金保険の 1 回目又は 2 回目の資格取得日が申立人と同一である同僚 9 人に照会したところ、回答のあった同僚 4 人のうちの二人は、同社にて勤務していた期間に厚生年金保険に未加入の期間があったとしており、そのうち一人は、当該未加入期間は会社の都合で加入しておらず、厚生年金保険料の控除も無かったと供述している。

さらに、A 株式会社にて保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（喪失日は昭和 60 年 5 月 23 日）及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（取得日は

62年9月1日)により、事業主が届出を行った申立人の厚生年金保険の資格喪失日及び資格取得日は、オンラインの厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、A株式会社の当時の事業主は既に亡くなっており、当時の厚生年金保険に関する取扱いについて確認することができない上、同社は申立期間当時の人事記録及び給与関係書類を保管しておらず、申立人も当時の給与明細等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 16 日から 36 年 3 月 6 日まで
昭和 32 年ころから 36 年ころまでA院（現在は、B院）でCとして勤務した。社会保険事務所（当時）の記録によると、この間の厚生年金保険が未加入になっている。保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D市役所によると、「申立人は、申立期間にA院に勤務していた。」とするとともに、「D市の職員としてE組合の組合員として加入していた。」と回答している。

また、E組合は、「申立人は、申立期間にE組合の組合員であってFに加入していたが、既に退職一時金として全額受給している。」と回答している。

なお、A院が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年4月2日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことから、厚生年金保険が適用されない期間であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
昭和 54 年 1 月に株式会社 A（現在は、株式会社 B）にパートとして勤務し、同年 4 月に社員となり 61 年 5 月 10 日まで一般販売員や店長として勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、入社直後の申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は社会保険料も控除されていると思うので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時の預金通帳の給与振込記録及び同僚の供述により、入社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間に株式会社 A に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社 A の親会社である株式会社 C は、「株式会社 A の社会保険の管理を行っているが、当時の労働名簿等も残っておらず、社会保険資格の取得喪失、社会保険料の控除及び納付についてはいずれも不明である。」と回答している上、株式会社 A が加入する D 組合は、「設立が昭和 60 年 10 月 1 日であり、紙の記録は平成 10 年以降のものしか保管してなく、同組合のコンピュータ記録を調査したが申立人の記録は無い。」と回答しており、また、株式会社 C の顧問の社会保険労務士である事務所も、確認できる資料が無いため不明と回答していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、同僚に照会した結果、厚生年金保険への加入は入社後 1 月から 2 年後と供述する者がいるほか、「厚生年金保険は希望者だけが加入できた。自分は入社 1 年後に希望して加入できた。」とする同僚もいる上、そのほ

かの同僚も申立人が厚生年金保険料を控除されていたかについては不明と供述している。

さらに、申立人の株式会社Aに係るオンライン記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）と一致しており修正等の痕跡は認められない上、雇用保険の被保険者記録とも合致していることから、同社は社会保険と雇用保険の取得及び喪失の手続を一緒に行ったものと考えられる。その上、親会社の株式会社Cに係るオンライン記録及び被保険者名簿の両方に申立人の被保険者記録は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 8 月 15 日まで
株式会社AのB営業所で、平成 7 年 3 月 16 日から同年 8 月 15 日まで勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの申立期間当時のC長の供述及び申立人が所持している預金通帳の給与振込記録から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の同僚8人に照会をした結果、回答のあった二人の同僚によると、申立人は、勤務していなかった、又は不明としているとともに、厚生年金保険料を控除されていたかも不明としている。

また、上記のC長は、「会社の方針で試用期間中（6か月）は社会保険に加入させなかったし、申立人は、試用期間中に退職したので加入していなかった。」と回答している上、同僚に確認した結果、「試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させなかった。」と供述している。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年4月まで
② 昭和38年11月から39年4月まで

申立期間①についてはA株式会社（現在は、B株式会社）C工場に、申立期間②については同社D工場に出稼ぎで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、期間の特定はできないものの、同僚の供述によりA株式会社C工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と供述している上、元労務担当は、「確信は持てないが、季節工の社会保険加入手続は失業保険（当時）以外行っていなかった。」と供述している。

また、申立人は、同じ地区から出稼ぎをしていた同僚は、申立人を含め15人前後であったと供述するものの、当時の責任者は他界している上、他の同僚の氏名を覚えておらず、申立期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、A株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を取得及び喪失している同僚と思われる者は確認できず、申立人の氏名も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②についてA株式会社D工場に勤務していたと主張する。

しかし、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と供述している上、申立人は、同じ地区から出稼ぎをしていた同僚は3人前後であったと供述しているが、同僚の氏名を覚えておらず、申立期間②の保険料控除について確認することができない。

また、A株式会社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を取得及び喪失している同僚と思われる者は確認できず、申立人の氏名も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 35 年 10 月 1 日から 40 年 11 月 6 日までの期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 26 日から 48 年 12 月 4 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。昭和 46 年 3 月 25 日に有限会社Aへ入社したと同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 12 月 4 日に国民年金に加入するまで被保険者期間は継続していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 46 年 3 月 25 日、資格喪失日は同年 6 月 26 日となっており、同事業所において被保険者資格を再取得した 51 年 4 月 14 日までの間に申立人の氏名は無い。

また、戸籍謄本により、申立人は、有限会社Aの事業主であるB氏の三女であることが確認できることから、B氏の同社での健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 45 年 10 月 1 日付けの算定基礎届で申立人は、B氏の被扶養者として届け出られており、55 年 10 月 1 日の算定基礎届では申立人の被扶養終了日が 48 年 12 月 4 日と記載されていることから、申立期間についてはB氏の被扶養者となっていたことが確認できる。B氏が既に他界していることから、断定はできないものの、既に被扶養者として届出している申立人を、厚生年金保険被保険者としても届出した事務処理の誤りに気付いたB氏が、昭和 46 年 6 月に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる手続を行ったものと考えるのが妥当であり、厚生年金保険料も控除されていなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

加えて、雇用保険の全被保険者番号において、申立人の雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答があった。当時、A株式会社に勤務していたことが確認できる写真があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚の供述及び申立人から提出を受けた写真により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社が提出した「健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書」等によると、同社は昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない上、同日付けで健康保険の整理番号 1 番から 10 番までの 10 人が資格を取得していることが確認でき、同日より前に厚生年金保険の資格を取得した者はいない。

また、事業主は、申立期間は厚生年金保険加入前であり、各人の責任で国民年金に加入するよう指導しており、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存していないが、申立人の給与から厚生年金保険料の控除はしていないと供述している。

さらに、申立人をA株式会社に入社するよう勧誘したと供述している同僚も、同社が厚生年金保険に加入する前は、各人が国民年金に加入するようとの指導があり、国民年金に加入したと供述しており、現に当該同僚は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 10 日から 41 年 10 月 20 日まで
申立期間はA株式会社（現在は、B株式会社）において寮生活をしながら初めは見習工として働いていた。一人前の職人になるのには約3年くらいの見習期間はあったが、6年以上も厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚の供述等から申立人が昭和 35 年 10 月 23 日からA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B株式会社の事業主は、「当時の事業主である父は既に他界しており、当時の資料は無く、事実関係は何も分からない。」旨を回答している。

また、同僚照会に回答のあった複数の同僚からは、「当時、一人前の職人になるには3年から4年の修業期間があり、さらに事業主から一人前の職人として認められるのには個人差もあった。結局、厚生年金保険への加入は事業主の一存で決定されていたようだ。」とする旨の供述があり、当該事業所では、従業員の厚生年金保険への加入時期は、事業主の判断により個別に決定されていた状況がうかがわれる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の記録が無い。

なお、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月22日から62年3月10日まで
昭和61年5月にA株式会社に入社し、約1か月の見習期間を経て正社員となり、厚生年金保険に加入した。しかし、オンライン記録では、同社での厚生年金保険の資格取得日が62年3月10日からとなっている。
申立期間に被保険者記録が無いのは疑問であるので、調査した上で訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社で勤務していたと主張しているが、同社は平成9年6月25日付けで解散しており、所在が確認できた元事業主に照会したが、回答を得ることはできなかった。

また、同僚照会に回答のあった二人の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができない。なお、同僚のうち一人は、「自分の場合には試用期間が3か月くらいあった」と回答している。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同じ昭和62年3月10日であることが確認できる。

なお、申立人は、自分の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が同一日となっていることについて、自分が昭和62年3月に遭遇した業務中の交通事故で入院したことを契機に、事業主が急遽、社会保険の加入手続を行った可能性があるとして供述している。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無

い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 24 日から 40 年 4 月 1 日まで
昭和 38 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間、株式会社Aに勤務し、また、39 年 12 月 24 日から 40 年 3 月 31 日までの間、B株式会社勤務したが、両事業所での厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。それぞれの事業所で給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している事業所所在地、事業主の経歴及び業務内容に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①の一時期において株式会社Aに勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、株式会社Aは申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が株式会社Aに勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の株式会社Aにおける上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる 11 人に照会したが、回答のあった 7 人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立期間①の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、回答のあった 7 人の入社日と厚生年金保険の加入日との関係を照合したところ、入社日とする日の 3 か月後ないし 3 年後に資格を取

得している者が確認できる。

加えて、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶している事業所所在地、通勤方法及び業務内容に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②の一時期においてB株式会社に勤務していたことはいかがわられる。

しかしながら、B株式会社は申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人がB株式会社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のB株式会社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

そこで、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる15人に照会したが、回答のあった12人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立期間②の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、回答のあった12人のうち5人が、「入社後、2、3か月間の試用期間があり、その後に厚生年金保険に加入した。」と供述し、これらの者の入社日と厚生年金保険の加入日との関係を照合したところ、入社したとする日の2、3か月後にそれぞれ資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 28 日から 41 年 12 月 25 日まで

A株式会社B工場を昭和 41 年 12 月 25 日に退職し、翌日には実家のあるC町に帰郷していたにもかかわらず、1か月以上も後になって脱退手当金が支給されたことになっているが、私は請求手続をした記憶が無く、支給日にはD市にいないのにどのように支払ったのか疑問である。また、平成 13 年ころに、当時、勤務していたE株式会社から厚生年金保険被保険者証の提出を求められ、しばらくして戻ってきたときには今まで無かった「脱」印が押されていたので、「これはおかしい」と同僚と話した記憶がある。何年も経ってからもらってもいない脱退手当金の受給を示す「脱」印を押されたあげく、申立期間の厚生年金保険を受け取れないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者証には脱退手当金の支給を意味する「脱F」の印が押されているところ、申立人は、「この「脱」印は、当時、勤務していたE株式会社から同証の提出を求められ、1か月ほどして返却されたときには今まで無かった「脱」印が押されていたものである。これを不審に思い社会保険事務所（当時）に出向き、説明を求めたが納得できなかった。その際にもらった説明資料の日付から、同被保険者証に「脱」印が押されたのは平成 13 年 10 月ころである。」と主張している。

しかしながら、G年金事務所では、申立人の厚生年金保険被保険者証に押印された「脱」印の形状等からその使用期間は分からなかったものの、平成 13 年当時は既にオンライン化されており、全国の社会保険事務所で申立人の記録を確認することが可能であるため、わざわざH管轄の社会保

険事務所を経由して、I 社会保険事務所（当時）において「脱」印を押して返却するような事務手続を行う必要がなかったと考えられるとしていることから、申立人の厚生年金保険被保険者証に「脱」印が押されたのは、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時と考えるのが自然である。

なお、E 株式会社における申立人の同僚の二名は、申立人の厚生年金保険被保険者証に新たに「脱」印が押されたことについて話題としたことは記憶にあるものの、両名共に申立人の厚生年金保険被保険者証の現物を見たことは無いとしており、いつの時点で「脱」印が押されたのかを確認するには至らなかった。

また、A 株式会社（現在は、J）B 工場の同僚に照会し、8 人から回答を得たが、そのうち4 人が退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたとしており、さらに一人は、退職金と併せて脱退手当金を支給していたと供述している。

さらに、A 株式会社B 工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者証と同じように脱退手当金の支給を意味する「脱」印が押されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1 か月後の昭和42 年1 月28 日に支給決定されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 12 日から 43 年 8 月 7 日まで
有限会社Aを退職後、脱退手当金を受け取ったことになっているようだが、私は受け取った記憶も請求した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた有限会社Aの事業所の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性同僚について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く昭和41年から48年までの期間に被保険者資格を喪失した10人のうち7人が資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所の事務担当者は「当時店舗が3つあり、従業員の出入りが激しかったため退職者全員に説明はできなかったが、説明ができる場合は口頭で脱退手当金について説明していた。」と供述しており、元同僚も「事務担当者に脱退手当金の請求書を書いてもらい、社会保険事務所（当時）で脱退手当金を受領した記憶がある。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたと考えるのが妥当であり、申立人についても事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年9月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月25日から31年3月31日まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和29年4月から31年3月まで勤務したA社の記録が欠落していることが判明した。当時、B校の定時制を卒業後、入社試験を受け、合格し、同社に勤務したことは間違いないので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和29年4月25日から31年3月31日まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しており、申立人がA社に入社したときに、既に勤務していたとして名前を挙げた上司の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が自身が入社したと主張している日の約1年後である30年4月1日の資格取得日で確認できること、及び申立人の兄が申立人は申立期間当時同社に勤務していたと供述していることから、期間及び雇用形態の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は、昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記の記録も確認ができないことから、事業主から申立人の勤務実態及び社会保険料控除を確認することができない。

また、申立人と同時期に勤務した者でオンライン記録により住所が確認された二人に照会をしたが、回答を得ることができなかった。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が無い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 8 月ころ、A地にあったB株式会社の工場に入社し、Cの仕事を行っていた。44 年 8 月ころに退職したが、その期間は給与から保険料を天引きされていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、国民年金に加入し、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが国民年金被保険者台帳から確認できる上、44 年 10 月 6 日から申立人は厚生年金保険被保険者となっていることから、前記で納付したことが確認できる国民年金保険料のうち、当該厚生年金保険の被保険者期間と重複する期間（44 年 10 月から 45 年 3 月まで）の保険料 1,500 円が 45 年 11 月 13 日に還付されていることが同台帳から確認できる。

また、A株式会社の事業所の事業所別被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いとともに、申立期間の雇用保険の被保険者記録も確認ができなかった。

さらに、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、二人の取締役等に照会したところ、共に申立人のことは記憶に無いとし、申立期間当時のA株式会社には季節工や長期のアルバイトが多数勤務していたとしており、営業担当の取締役は「これらの人たちは厚生年金保険に加入しなかったため、厚生年金保険の記録が無いとするならアルバイトと考えるほかはない。」と供述し、もう一人の経理担当の取締役も「社会保険関係の事務は適切に行っていた。正社員ならば厚生年金保険に

加入した。」と供述している。

加えて、複数の同僚に照会を行い、回答を得たが、申立人が勤務していたとの供述は無く、約半数の同僚が「季節工やアルバイトの多くは厚生年金保険に加入しなかった。」と前述の取締役と同じ供述をしている。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月ころから 42 年 11 月ころまで

私は、高校時代に学校は違うが汽車通学で一緒だった友人のA氏に誘われてB株式会社に勤務した。A氏は同社における厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、自分の記録が無いのはどうしても納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、A氏及び同僚一人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が名前を記憶する経理担当者及び複数の同僚に照会を行ったが、回答した者全員が申立人のことは「知らない。」としていることから、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

また、B株式会社の事業所の事業所別被保険者名簿及び職歴審査照会回答票〔個人情報〕に載っている所在が確認できる同僚 11 人に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について照会し、6 人から回答を得たものの、具体的に記憶している者はいない上、当該同僚からB株式会社勤務時に同僚だったとして名前が上がった複数の人物（33 人中 13 人）は被保険者名簿及び職歴審査照会回答票〔個人情報〕に名前が無いことが確認できる。

さらに、A氏がB株式会社で厚生年金保険の資格を取得した時期（昭和 42 年 4 月 10 日）は、A氏がCを取得した時期（41 年 2 月 21 日）から推認できる入社時期の約 1 年後である。

加えて、B株式会社に照会したところ、申立人の勤務実態、資格取得及び喪失の届出について「不明。」、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたかについて「資料が無いため不明。」と回答している。

なお、B株式会社の事業所の事業所別被保険者名簿の申立期間前後における健康保険証番号は連番となっており欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 30 年 4 月 1 日に A 校卒業と同時に同校の紹介で B 院へ就職した。学校からの紹介で入社したので、法的雇用契約書を結んでおり、厚生年金保険料を控除されていたはずである。B 院を退職後、C 株式会社に入社する際には厚生年金保険被保険者証と思われる書類を提出した記憶もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張する D 区所在の B 院は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができない。

また、E 会によれば、申立期間当時から現在までに D 区内に B 院は一つしか存在していないとしており、当該院の現在の院長は「申立人が勤務していたのが当院の前身であるかも含め、当時の資料等が無いためわからないが、F であり、現在も厚生年金保険には加入していない。当然ながら給料からも厚生年金保険料を控除していない。当時厚生年金保険に加入していたということは考えにくい。」と供述している。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、C 株式会社に入社する際に B 院で受け取った厚生年金保険被保険者証を提出したと申し立てているが、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の C 株式会社に係る被保険者記録は、昭和 30 年 10 月 1 日付けで同社に係る資格を取得した際に新たに払い出された番号で管

理されていることが確認できる。

なお、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 55 年 4 月 14 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A局（現在は、B株式会社C支社）に臨時雇用員として、昭和 54 年 3 月 5 日からD所に勤務し、55 年 4 月 14 日からはE校において教育訓練に従事したが、これらの期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得がいかない。これらの期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B株式会社C支社提出の申立人に係る臨時雇用員履歴カードにより、申立人は、昭和 54 年 3 月 5 日から 55 年 4 月 11 日までの期間、A局D所（当時）において臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

また、当該臨時雇用員履歴カードにより、申立期間①の昭和 54 年 3 月及び同年 4 月の保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B株式会社C支社は、申立人に係る職歴等記載事項証明書において、申立人に係る退職金手当算出起算日を昭和 55 年 5 月 1 日としているほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間①に確認できる資格取得者は一人のみであり、申立人の名前は無い上、雇用保険の被保険者記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人が提出したFにおける履歴カード及びE

校との臨時雇用員雇用契約書により、申立人は、常用的使用者ではなかったものの、昭和 55 年 4 月 14 日から同年 4 月 30 日までの期間、E 校で臨時雇用員（従事する作業の内容は、教育訓練）であることが確認できる。

しかしながら、E 校は厚生年金保険の適用事業所ではなく、同校が当時所属していた A 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に係る健保番号は連番であり、申立人の名前は無い。

また、B 株式会社 C 支社 G 課は、申立期間②における申立人に係る厚生年金保険料控除については、資料が無く確認ができないと回答しているほか、人事課に在籍する同校での教育訓練経験者は、申立人と同様に教育訓練期間は厚生年金保険被保険者とはなっていないと供述している。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないため、当時の同僚から供述を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月16日から37年6月15日まで
私は、昭和32年4月18日にA所に非常勤職員として入所した。年金記録によると33年9月16日に再入所し同年12月16日までの3か月間で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることになっているが、同年12月16日で退職した覚えは無く、37年6月15日まで勤務していた。その間3年6か月間の年金記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B院が提出した人事記録により、申立人は、昭和32年4月18日から37年6月15日まで継続してA所（現在は、B院）に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間については、B院が提出した履歴書（人事記録）及び回答書により、申立人は、C組合の組合員であったことが確認できる。

なお、当該申立期間については、D組合E支部長名の長期給付決定通知書により、退職一時金の支払が行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで
有限会社 A に在籍していた申立期間の標準報酬月額が、平成 5 年 10 月 29 日になって、さかのぼって引き下げられているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の有限会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 11 月から 5 年 9 月までの期間は 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 5 年 9 月 30 日以降の同年 10 月 29 日において、標準報酬月額が遡及して 8 万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、有限会社 A に係る商業登記簿謄本及び厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は、申立期間当時、有限会社 A の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）に対する訂正処理の手続は、本申立当初は、社会保険事務所の職員が行ったと回答していたが、その後、当該訂正処理は、事業主である申立人自身が行っているものであり、事業主として道義上の責任があることを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。